

指定管理者制度について



総務省

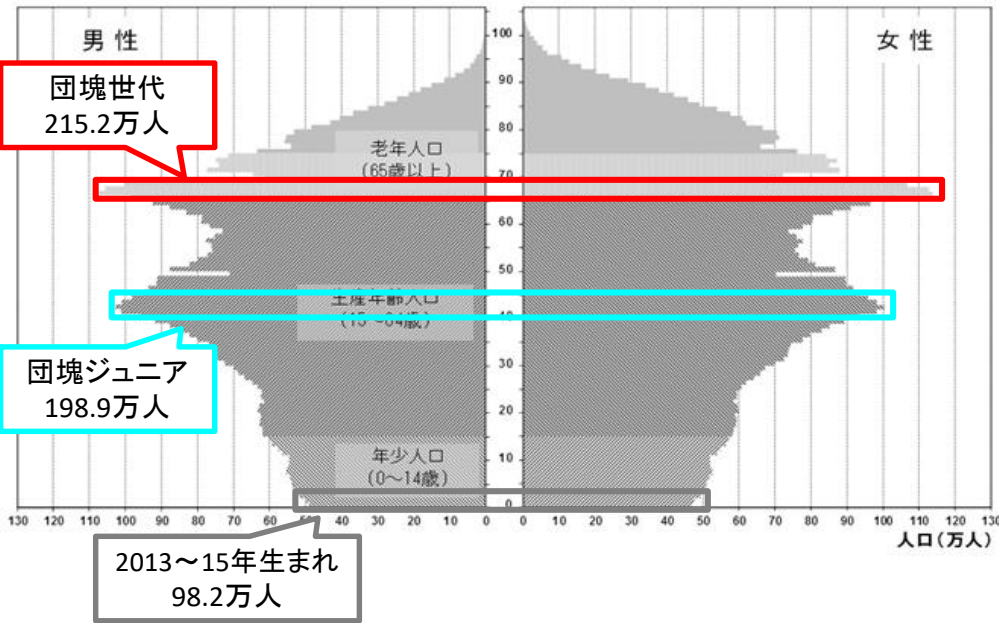
令和5年（2023年）10月16日（月）

総務省自治行政局行政経営支援室

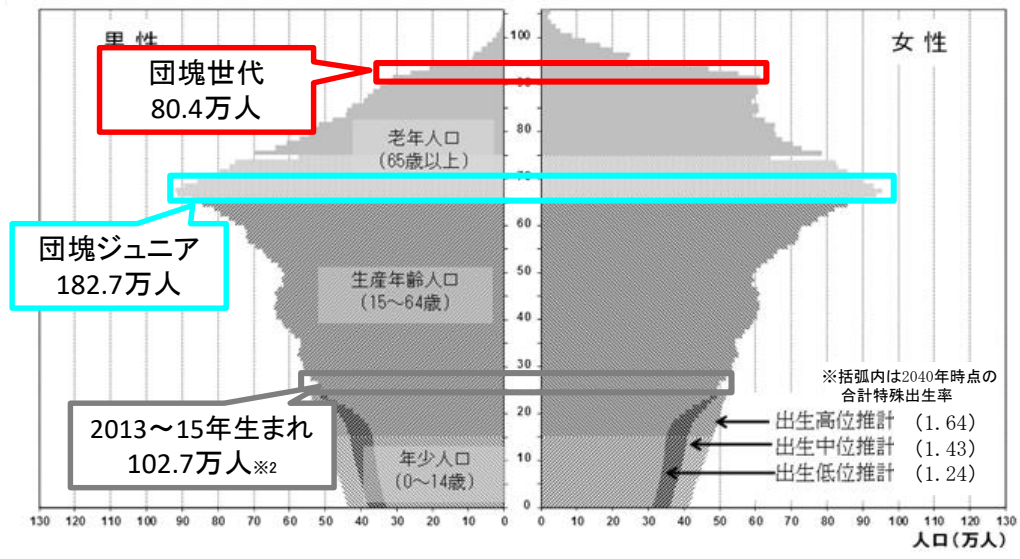
課長補佐 中野 秀樹

2040年に向けた人口の動向について

2015年



2040年



	出生数	2015年※1	2040年※1
団塊の世代 1947~49年生まれ	267.9万人 ~269.7万人	215.2万人 66~68歳	80.4万人 91~93歳
団塊ジュニア 1971~74年生まれ	200.1万人 ~209.2万人	198.9万人 41~44歳	182.7万人 66~69歳
【参考】 2013~15年生まれ	100.4万人 ~103.0万人	98.2万人 0~2歳	102.7万人※2 25~27歳

※1 2015年、2040年の各世代人口は各年齢の平均を記載。

※2 日本の将来推計人口は、国籍に関わらず日本に在住する総人口を推計の対象としており、国際人口移動率(数)を仮定して推計を実施している。

出典：出生数は厚生労働省「人口動態統計調査」から作成、2015年、2040年人口は「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)から作成

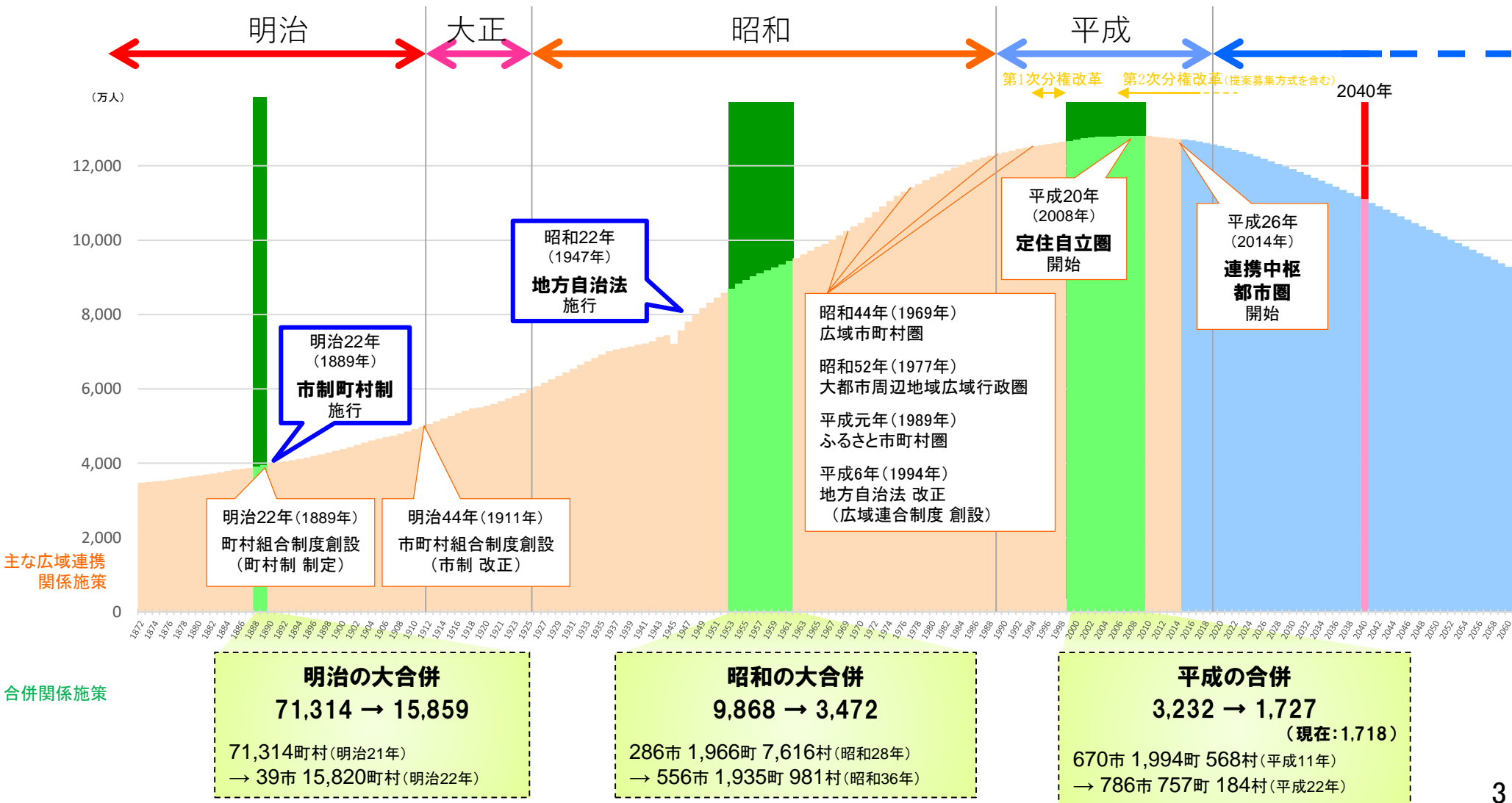
人口段階別市区町村の変動（2015→2040）【H30推計】

人口段階	2015	2040	増減	増減率
100万人以上	2,023	1,947	▲ 76	▲ 3.8
50～100万人	1,654	1,557	▲ 97	▲ 5.9
20～50万人	2,932	2,695	▲ 237	▲ 8.1
10～20万人	2,149	1,865	▲ 284	▲ 13.2
3～10万人	2,730	2,190	▲ 540	▲ 19.8
1～3万人	792	550	▲ 242	▲ 30.6
1万人未満	239	146	▲ 93	▲ 38.9
合計	12,518	10,949	▲ 1,569	▲ 12.5

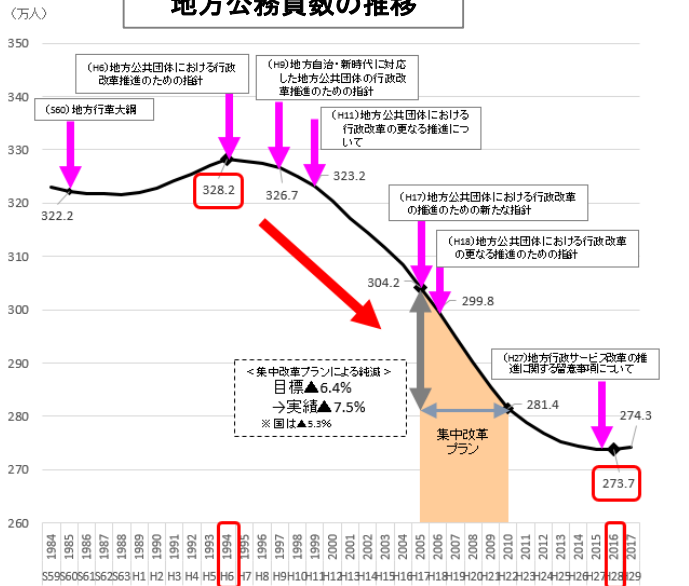
※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H30. 3）」から作成
 ※ 地域別将来推計人口では福島県内市町村は推計がないため、市区町村数の合計は1,682としている。
 （上表） 単位：万人、％
 （下表） 上段は市区町村数、下段はその人口段階における比率。
 赤字は各人口段階において団体数が最も多い人口増減率のカテゴリー

人口段階	増加	±0～ ▲10%	～▲20%	～▲30%	～▲40%	～▲50%	～▲60%	～▲70%	▲70%～
100万人以上 (11団体)	3 27.3	6 54.5	2 18.2						
50～100万人 (24団体)	6 25.0	8 33.3	10 41.7						
20～50万人 (91団体)	17 18.7	36 39.6	25 27.5	12 13.2	1 1.1				
10～20万人 (152団体)	19 12.5	34 22.4	59 38.8	31 20.4	8 5.3	1 0.7			
3～10万人 (496団体)	41 8.3	63 12.7	98 19.8	150 30.2	117 23.6	27 5.4			
1～3万人 (429団体)	21 4.9	21 4.9	40 9.3	87 20.3	134 31.2	107 24.9	18 4.2	1 0.2	
1万人未満 (479団体)	5 1.0	12 2.5	21 4.4	51 10.6	120 25.1	149 31.1	99 20.7	21 4.4	1 0.2
合計 (1,682団体)	112 6.7	179 10.7	256 15.2	331 19.7	380 22.6	284 16.9	117 7.0	22 1.3	1 0.1

- 市町村は、市制町村制（明治22年（1889年））以後、合併や広域連携施策を繰り返し講じることによって、人口増加や経済成長、地方分権に伴う行政需要の増大・高度化に対応できる地方行政体制の整備を進めてきた。
- 今後は人口減少に対応する観点から、自治体行政のあり方を見直す必要がある。



地方公務員数の推移



出典:「自治体戦略2040構想研究会(第8回 平成30年2月)」事務局資料

市町村の税収を取り巻く状況

年齢ごとの年間平均給与額と人口(2015年、2040年) (万円、万人)

年齢	年間平均給与	人口(2015年)	人口(2040年)	人口減少率	年齢	年間平均給与	人口(2015年)	人口(2040年)	人口減少率
15-19	132	605	435	▲28.1	55-59	491	760	715	▲6.0
20-24	253	609	489	▲19.6	60-64	372	855	798	▲6.7
25-29	352	653	524	▲19.8	65-69	301	976	907	▲7.0
30-34	397	740	557	▲24.7	70+	304	2,411	3,135	30.0
35-39	432	842	585	▲30.6	(以下、集計して再掲)				
40-44	461	985	622	▲36.8	年齢	年間平均給与	人口(2015年)	人口(2040年)	増減数
45-49	486	877	612	▲30.2	15-69	425	8,704	6,885	▲1,819
50-54	509	802	641	▲20.1	70+	304	2,411	3,135	724

(出典) 年間平均給与額は民間給与実態調査(平成27年分)(国税庁)。人口は日本の将来人口推計(H29:4推計)(国立社会保障・人口問題研究所)を基に作成

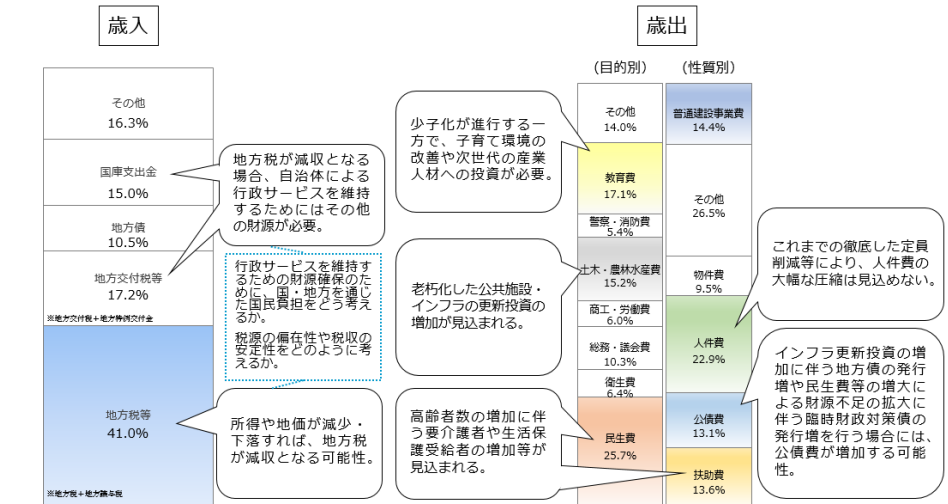
出典:「自治体戦略2040構想研究会(第8回 平成30年2月)」事務局資料

定員回帰指標による定員数の粗い試算(規模別平均)

一般行政部門	2013年職員数(a)	減少率(試算)(%) (b)	2040年職員数(c)=(a)×(b)	差分(d)=(c)-(a)	【参考】人口減少率(%)
都道府県	5,631	▲5.4	5,328	▲303	▲16.4
指定都市	4,600	▲9.1	4,181	▲419	▲9.2
中核市・施行時特例市	1,205	▲13.9	1,038	▲168	▲15.0
一般市(人口10万人以上)	616	▲13.4	534	▲82	▲16.7
一般市(人口10万人未満)	286	▲17.0	237	▲48	▲23.5
特別区	1,423	▲4.5	1,359	▲64	▲6.4
町村(人口1万人以上)	122	▲13.8	105	▲17	▲23.3
町村(人口1万人未満)	62	▲24.2	47	▲15	▲37.0

※「定員回帰指標」は、人口と面積のみを説明変数として、実職員数との多重回帰分析により職員数を参考指標として表すもの。今回の試算は、各団体の2013年人口(住基人口)と2040年の人口(推計値)を用いて、それぞれの職員数(参考数値)から想定減少率(表中(b))を算出したもの。人口規模別に平均を掲載。
 ※定員回帰指標は、都道府県は平成22年度、指定都市、中核市、施行時特例市は平成23年度、その他の市区町村は平成24年度に作成。出典:「自治体戦略2040構想研究会(第8回 平成30年2月)」事務局資料

人口構造の変化が地方財政に与える影響



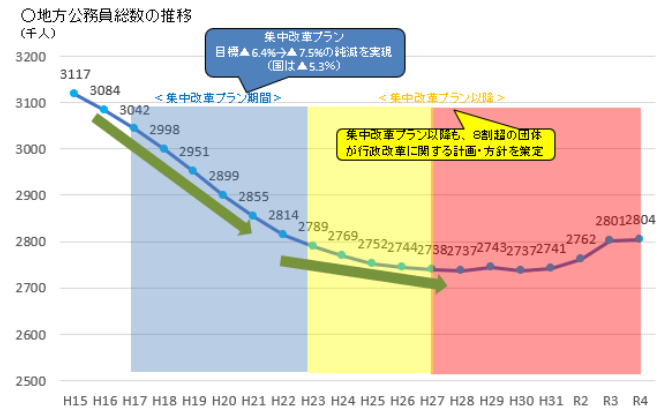
出典:「自治体戦略2040構想研究会(第8回 平成30年2月)」事務局資料

- ✓ これまでの地方行革により職員数は減少。人口減少が進む2040年頃には更に少ない職員数での行政運営が必要になる可能性がある。
- ✓ 近年の採用数減により職員数の山となっている団塊ジュニア世代が2030年代に退職期を迎えることを見据えた職員体制の整備が求められる。
- ✓ 社会保障に係る経費(民生費)や老朽化した公共施設・インフラの更新に要する費用(土木費・農林水産費・教育費)の増大が想定される。
- ✓ 歳入では、所得や地価が減少・下落すれば地方税収が減少する可能性。

【平成17～21年度】＜集中改革プランの実施＞

- 閣議決定や法律により、数値目標を含めて方針を決定
「今後の行革指針(H16.12)」「行革推進法(H18.6)」等
- 総務省から地方自治体の方針に基づく取組を要請
「新地方行革指針」(H17.3)(集中改革プランの作成・公表の要請)
「地方行革新指針」(H18.8)(更なる定員の純減、公会計整備等)

＜地方における職員数の推移＞



【平成22年度～】＜自主的・主体的な行革の推進＞

- 各地方自治体において自主的・主体的な行政改革を推進
〔行政改革にかかる計画・方針を策定している地方公共団体の状況
都道府県47団体(100%)、政令指定都市19団体(95%)、市区町村1,432団体(83%)が策定(平成26年10月1日時点)〕

【平成27年度～】＜地方行政サービス改革の推進＞

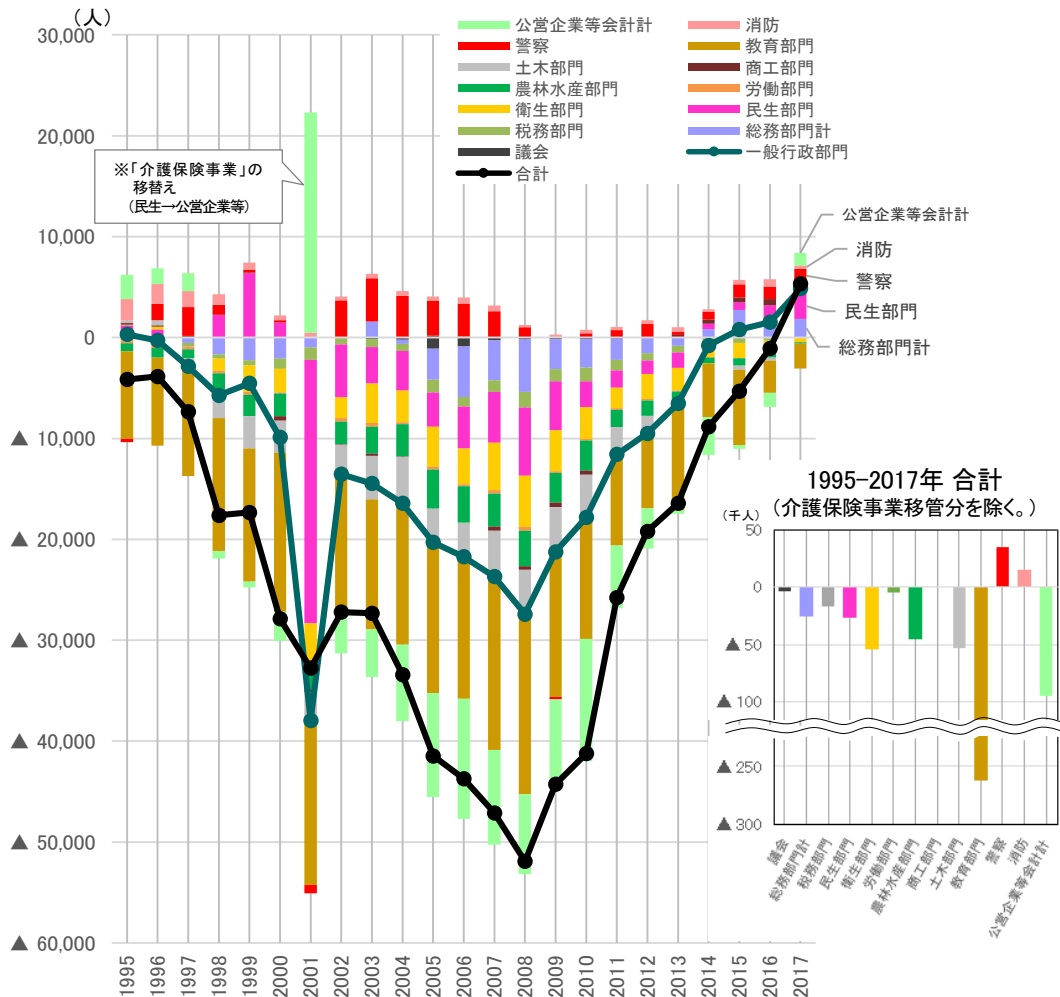
- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(H27.6閣議決定)等を踏まえ、総務省から地方自治体に助言通知に基づく取組を要請
「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」(H27.8)
(民間委託等の推進・指定管理者制度等の活用、BPRの手法やICTを活用した業務の見直し等)
- 業務改革を推進するため、民間委託等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施

+ 【令和2年～】＜デジタル技術を活用したBPRの推進＞

- 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(R2.12)自
・情報システムの標準化・共通化 ・マイナンバーカードの普及促進 ・行政手続のオンライン化 等

- 地方公務員数は、ピーク時（1994年）以降、教育部門での減少が大きいほか、土木部門、農林水産部門、衛生部門で減少。民生部門は一旦減少したが、近年増加。警察、消防は継続的に増加。
- 2040年の人口を基に試算した都道府県、市区町村の職員数（参考値）の減少率を踏まえると、現在よりも更に少ない職員数での行政運営が必要となる可能性がある。

部門別地方公務員数の増減（都道府県・市区町村 合計）



自治体の職員数の将来の粗い試算

- 「定員回帰指標」（地方公共団体定員管理研究会（総務省））により、2040年の職員数（参考値）を試算すると、人口減少に伴い、2013年から概ね10～20%程度減少。
- 高齢化に伴う人的サービスの増加を想定すると、より少ない職員での行政サービスの提供が重要に。

表 定員回帰指標による定員数の粗い試算（規模別平均）（人）

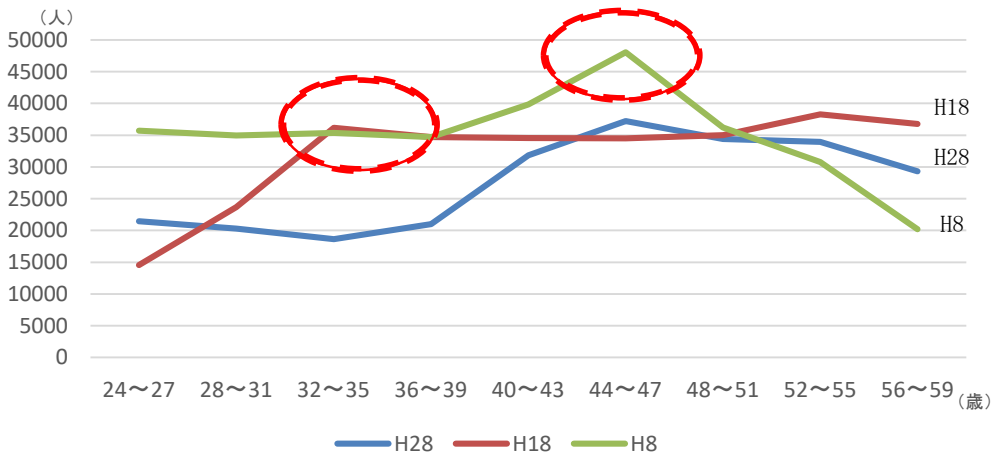
	2013年 職員数 (a)	減少率 (試算)※ (%) (b)	2040年 職員数 (試算) (c)=(a)×(b)	差分 (人) (d)=(c)-(a)	【参考】 人口減少率 (%)
一般行政部門					
都道府県	5,631	▲ 5.4	5,328	▲ 303	▲ 16.4
指定都市	4,600	▲ 9.1	4,181	▲ 419	▲ 9.2
中核市・施行時特例市	1,205	▲ 13.9	1,038	▲ 168	▲ 15.0
一般市（人口10万人以上）	616	▲ 13.4	534	▲ 82	▲ 16.7
一般市（人口10万人未満）	286	▲ 17.0	237	▲ 48	▲ 23.5
特別区	1,423	▲ 4.5	1,359	▲ 64	▲ 6.4
町村（人口1万人以上）	122	▲ 13.8	105	▲ 17	▲ 23.3
町村（人口1万人未満）	62	▲ 24.2	47	▲ 15	▲ 37.0

※「定員回帰指標」は、人口と面積のみを説明変数として、実職員数との多重回帰分析により職員数を参考指標として表すもの。今回の試算は、各団体の2013年人口（住基人口）と2040年の人口（推計値）を用いて、それぞれの職員数（参考数値）から想定減少率（表中(b)）を算出したもの。人口規模別に平均を掲載。
※ 定員回帰指標は、都道府県は平成22年度、指定都市、中核市、施行時特例市は平成23年度、その他の市区町村は平成24年度に作成。

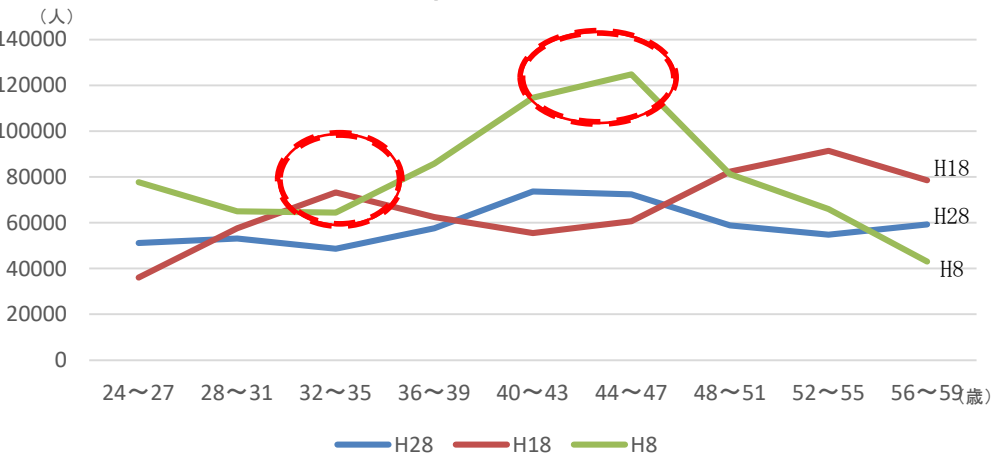
○ 平成8年(1996年)、平成18年(2006年)の年齢構成を見ると、団塊の世代は大きな山となっているが、団塊ジュニア世代は山になっていない。

○ 都道府県、市町村とも団塊の世代が引退。近年の採用数減少により、団塊ジュニア世代が相対的な山になっている。この世代が退職する際、どのような新規採用が必要となるのか。

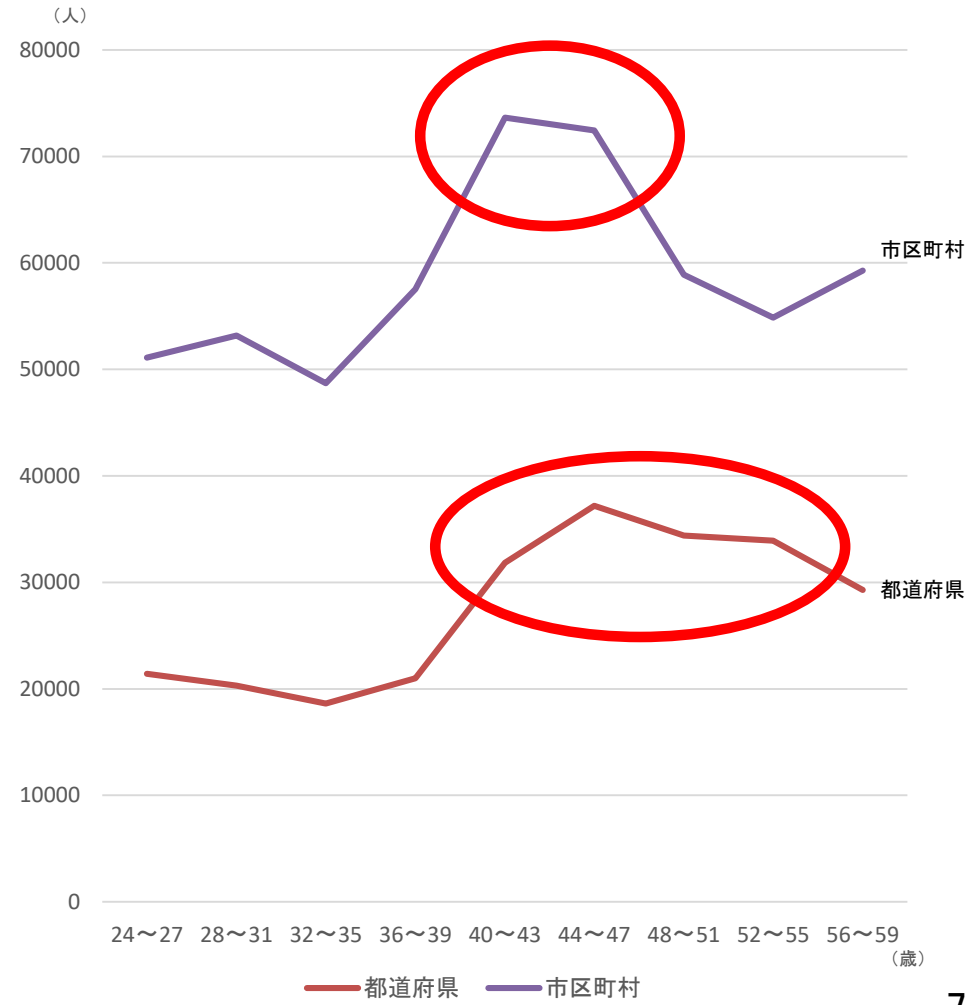
都道府県



市区町村



H28年(2016年)の年齢別地方公務員数



(出典)総務省:地方公務員給与実態調査

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

○民間委託等の推進

- 定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施。
- 業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施など事務の総量を確保や仕様書の詳細化などの工夫を行い、委託の可能性を検証。

○指定管理者制度等の活用

- 公の施設について、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的に運営。
- 複数施設の一括指定や公募前対話の導入等の参入環境の整備や施設業務の部分的な導入等、幅広い視点から管理のあり方について検証。

○地方独立行政法人制度の活用

- 事務事業の廃止や民間譲渡の可能性を検討した上で自ら実施するよりも効率的・効果的に行政サービスを提供できる場合に活用を検討。

○BPRの手法やICTを活用した業務の見直し

- 事務事業全般に渡って、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じて業務を効率化。
- 特に住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しは重点的に実施。

2 自治体情報システムのクラウド化の拡大

- 複数団体共同でのクラウド化（自治体クラウド）は、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から、その積極的な導入を検討。
- 情報システム形態やコストの現状について正しく認識するとともに、コストシミュレーション比較等を実施し、あわせて、業務負担の軽減、セキュリティの向上、災害時の業務継続性等についても考慮。

3 公営企業・第三セクター等の経営健全化

- 公営企業については、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化等の取組を推進。各水道事業及び下水道事業において、「経営比較分析表」の作成及び公表を推進。
- 第三セクターについては、経営状況等の把握等に努め、財政的リスクを踏まえた上で抜本的改革を含む不断の効率化・経営健全化に適切に取り組むことを推進。

4 地方自治体の財政マネジメントの強化

○公共施設等総合管理計画の策定促進

- 平成28年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するとともに、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となることを推進。

○統一的な基準による地方公会計の整備促進

- 原則として平成27～29年度の3年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用。

○公営企業会計の適用の推進

- 平成27～31年度の5年間で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行。

5 PPP/PFIの拡大

- 公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を推進。PPP/PFIの導入に係る地方財政措置上のイコールフットィングを図る。
- 公共施設等総合管理計画の策定を通じ、PPP/PFIの積極的活用の検討に努めるとともに、固定資産台帳を整備・公表を通じ、民間事業者のPPP/PFI事業への参入を促進。



○業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施。

○総務省においては、これらの推進状況について毎年度フォローアップし、その結果を広く公表。

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について(平成27年8月28日付け総務大臣通知)

第1 地方行政サービス改革の推進に関する主要事項について

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

(1) 民間委託等の推進

- ① 定型的業務や給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施すること。特に、職務内容が民間と同種又は類似したものである業務であって、民間委託の進んでいない分野については、重点的に点検を実施すること。
- ② その際、先行的に取組を行っている団体の状況や民間の受託提案などを参考にしつつ、業務の集約・大きくり化、他団体との事務の共同実施などスケールメリットが生じるよう事務の総量を確保するなどの工夫を行い、委託の可能性について検証すること。特に、臨機応変な指示が必要な業務であっても、仕様書の詳細化や、指示が必要な業務と定型的な業務を切り分けるなどの工夫を行うこと等により、委託の可能性を検証すること。
なお、定型的業務や庶務業務以外の事務事業についても、先日、各地方公共団体における民間委託の取組状況を取りまとめ、「地方自治体の業務改革に関する取組状況に関する調査結果について」(平成27年7月27日総行経第23号、総行情第44号)によりその結果を報告したところであり、総点検の参考とすること。
- ③ 委託の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報の保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講じること。
- ④ 委託先の事業者が労働法令を遵守することは当然であり、委託先の選定に当たっても、その事業者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- ⑤ 委託した事務・事業についての行政としての責任を果たし得るよう、適切に評価・管理を行うことができるような措置を講じること。

(2) 指定管理者制度等の活用

- ① 公の施設については、今後、各地方公共団体による策定が見込まれる公共施設等総合管理計画も踏まえつつ、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めること。
- ② その際、先行的に取組を行っている団体の状況等を参考にしつつ、例えば、複数施設の一括指定など、スケールメリットを活かすことで指定管理者の裁量を増大させる取組や、公募前対話の導入等により民間事業者の参入機会を増やす取組など、指定管理者が参入しやすくなるような環境整備も含め検証すること。
また、その施策目的等から直営を選択している場合であっても、窓口業務や貸室業務、施設・設備管理といった業務について部分的に指定管理者制度を導入する等、幅広い視点からその管理のあり方について検証すること。
- ③ また、「指定管理者制度の運用について」(平成22年12月28日総行経第38号)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

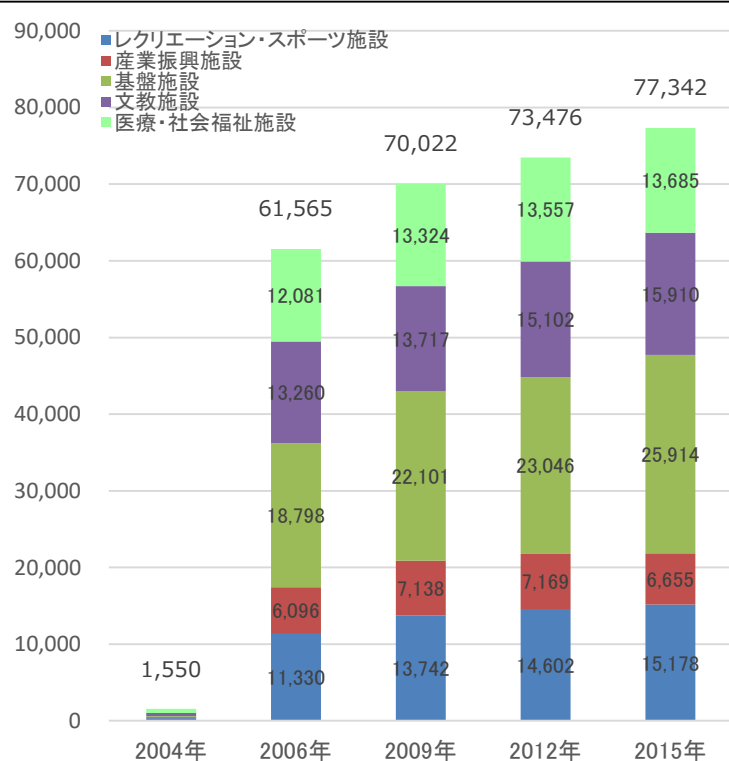
○ 地方行革によるアウトソーシングの手法として、指定管理者制度や地方独立行政法人制度の活用が進んでいる。

<指定管理者制度 (平成15年9月～)>

住民が利用するための「公の施設」の管理を、「指定管理者」(地方公共団体が指定)が代行(管理主体に特段の制約なし)

→民間事業者等の参入可能

指定管理者の導入状況

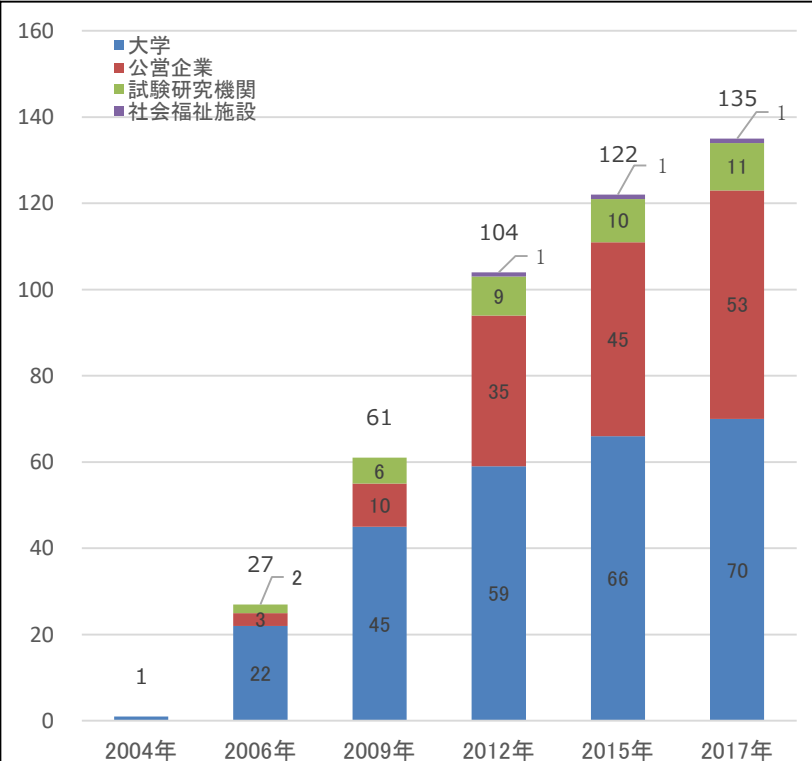


<地方独立行政法人制度 (平成16年4月～)>

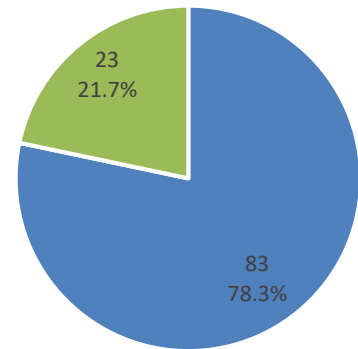
地方公共団体が提供する行政サービスを、地方公共団体とは別の法人格を有する「地方独立行政法人」が、自律的かつ弾力的に運営(+適切に事後評価)

→事前関与・統制から事後チェックへ

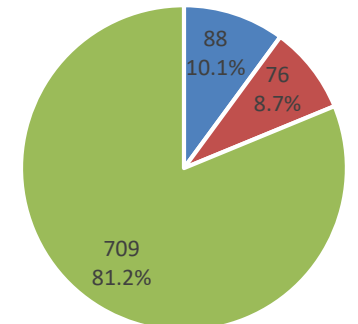
地方独立行政法人の導入状況



公立大学の運営形態

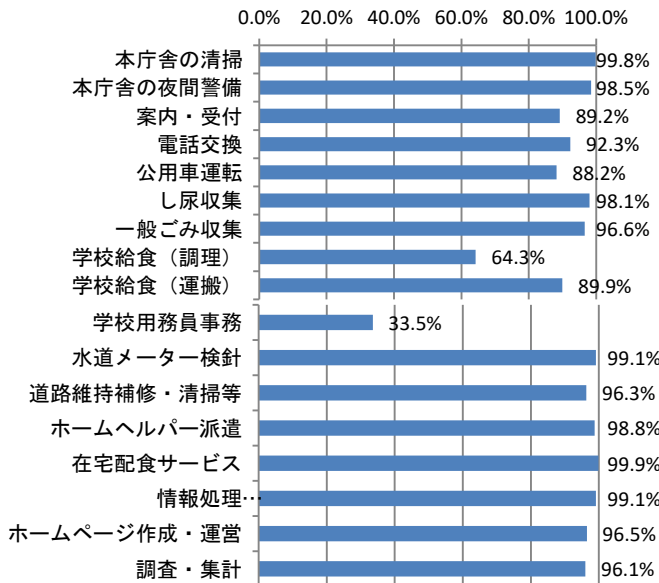


公立病院の運営形態



- 民間委託は、本庁舎の清掃、夜間警備等の分野で相当程度進んできた。
- 窓口業務(住民・戸籍、福祉、税務など)の民間委託の実施団体数は増加(301団体(H29.4速報値))。一方で、民間委託が進まない原因として、民間事業者による個人情報の取扱いに対する不安や、民間事業者が取り扱える事務を切り分けることが難しいこと、小規模な市町村における民間委託の担い手不足などが考えられる。
- 民間委託をしていない場合でも、臨時・非常勤職員、任期付職員など多様な任用・勤務形態の活用が考えられる。

市区町村における民間委託の実施状況



※ 業務量が少ないため、専任職員を配置せず、非常勤職員等に対応している団体を除いた比率
(出典)総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」(平成28年4月1日現在)

窓口業務の民間委託が進まない理由 (窓口業務の民間委託等に関する調査 H26.10)

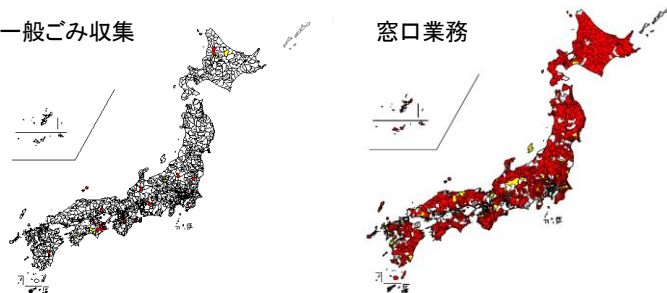
懸念事項	理由							
	① 件数	② 個人情報	③ サービス	④ 直営	⑤ 労働者 派遣法	⑥ 住民 理解	⑦ 職員 再配置	⑧ その他
市町村(199)	44 (22%)	108 (54%)	68 (34%)	68 (34%)	62 (31%)	23 (12%)	11 (6%)	57 (29%)
指定都市(9)	2 (22%)	6 (67%)	4 (44%)	3 (33%)	2 (22%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (33%)
中核市(28)	3 (11%)	15 (54%)	14 (50%)	10 (36%)	13 (46%)	0 (0%)	3 (11%)	8 (29%)
指定都市・中核市以外の市 (139)	28 (20%)	76 (55%)	46 (33%)	49 (35%)	47 (34%)	20 (14%)	7 (5%)	42 (30%)
町村(23)	11 (48%)	11 (48%)	4 (17%)	6 (26%)	0 (0%)	3 (13%)	1 (4%)	4 (17%)

- ① 窓口業務の件数が少なく、委託することの効率化が見込めないため
 - ② 個人情報の取扱いに課題があるため、③ サービスの質の低下の恐れがあるため
 - ④ 制度上市区町村職員が行うこととされている事務であるため(もしくは、市区町村職員が行うこととされている事務との切り分けが困難であるため)
 - ⑤ 業務請負に出したが、労働者派遣法(偽装請負等)との関係で躊躇する部分があるため
 - ⑥ 市民の理解が得られぬと考えられるため、⑦ 窓口職員の再配置に課題があるため、⑧ その他
- ※ 〇内の数は回答団体数。複数回答可のため、回答合計数とは数が異なる。また、割合は回答件数/回答団体数である。

一般ごみ収集

窓口業務

白	委託有り
黄色	専任職員無し等
赤	委託無し



国及び地方公共団体の外部資源の活用に関する主な制度の沿革について①

導入年	制度概要	対象業務
平成11年9月	<p>PFI制度の導入</p> <p>公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う。</p>	<p>○ PFI法第2条に規定 (以下の公共施設等の整備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設 ・ 庁舎、宿舎等の公用施設 ・ 公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設 ・ 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設 ・ 船舶、航空機等の輸送施設、人工衛星 等
平成13年1月	<p>独立行政法人制度の導入</p> <p>研究機関、美術館、病院など、現在国が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて国とは別の法人格を持つ法人(=独立行政法人)を設立し、この法人に当該事務・事業を担わせることにより、より良い行政サービスの提供を目指す。</p>	<p>○ 各法人の業務を規定する個別法に規定</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験研究(各種研究所) ・ 文教研修・医療厚生(美術館、各種大学校、病院等) ・ 検査検定(各種検査所等) ・ 作業施設(統計センター等) 等
平成15年9月	<p>指定管理者制度の導入</p> <p>地方公共団体の公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせる。</p>	<p>○ 地方自治法第244条の2に規定 (地方公共団体の公の施設の管理)</p>

国及び地方公共団体の外部資源の活用に関する主な制度の沿革について②

導入年	制度概要	対象業務
平成16年4月	<p>地方独立行政法人制度の導入</p> <p>試験研究機関、公立大学等、地方公共団体が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を持つ法人（＝地方独立行政法人）を設立し、この法人に当該事務・事業を担わせることにより、より効果的・効率的な行政サービスの提供を目指す。国の独立行政法人制度の導入を受けて導入。</p>	<p>○ 地方独立行政法人法第21条に規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験研究 ・ 大学の設置・管理 ・ 公営企業相当事業 ・ 社会福祉事業 等 <p>※ 以後、地方公共団体からの要望や国の独立行政法人制度の改正（不要財産納付）を受けて制度を改正。</p>
平成18年7月	<p>市場化テスト（官民競争入札制度）の導入</p> <p>公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者がそのサービスの提供を担う。</p>	<p>○ 公共サービス改革法第2条に規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の行政機関等によるサービス提供等のうち、次に掲げるもの（施設の設置・運営・管理、研修、相談、調査・研究 等） ・ 特定公共サービス（国の行政機関・地方公共団体によるサービス提供等であって、法律の特例が適用されるもの。具体的には、ハローワーク関連業務、社会保険庁関連業務、地方公共団体の窓口業務 等）
平成24年11月	<p>公共施設等運営権制度の導入</p> <p>PFI制度のひとつとして、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式を新設。</p>	<p>○ PFI法第2条に規定</p> <p>PFI事業のうち、事業者が、運営権の設定を受けて、管理者等が所有権を有する公共施設等の運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受するもの（※重点事業：水道、下水道、空港、道路）</p>

指定管理者制度について

☆ 目的

指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的としている。

☆ 指定管理者制度のポイント

- ・ 民間事業者も含む「法人その他の団体」を指定
- ・ 指定管理者による施設使用許可処分も可能
- ・ 地方公共団体の広い運用裁量(複数施設の一括指定など)

☆ 「公の施設」とは

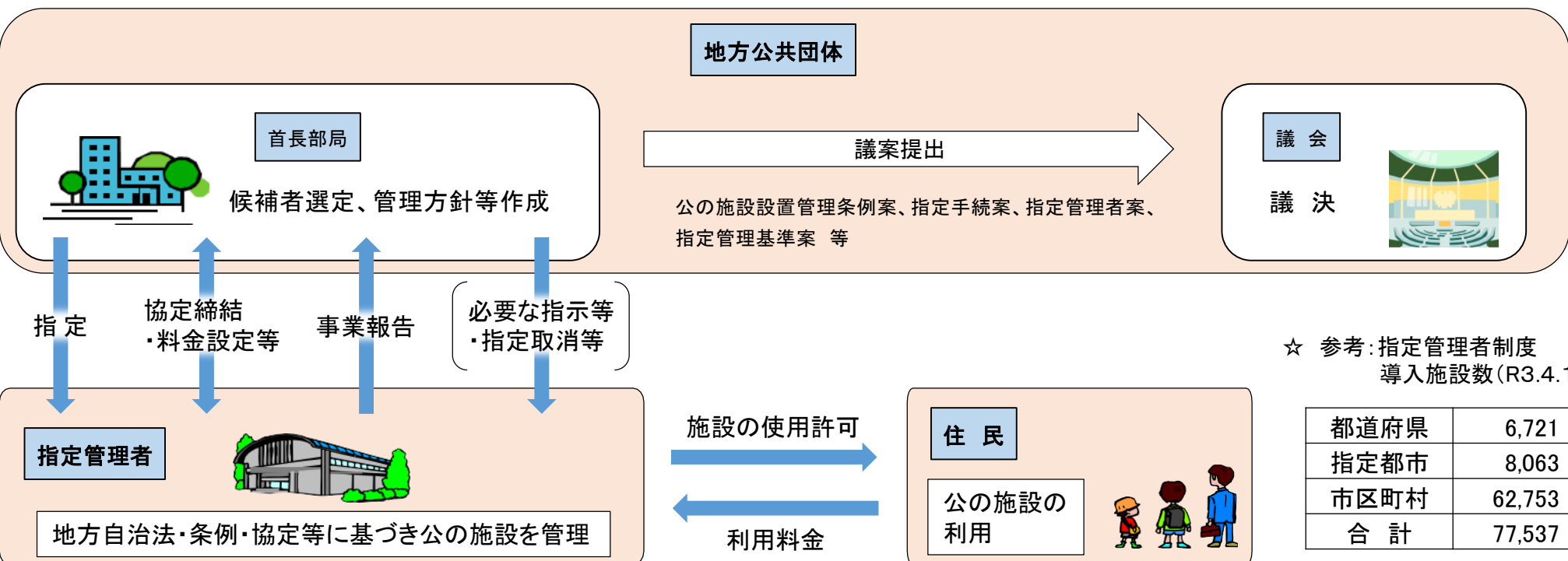
住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設

例：体育館、博物館、老人福祉施設、公立病院、都市公園など

【要件】

- ① 住民の利用に供するためのもの
- ② 当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの
- ③ 住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの
- ④ 地方公共団体が設けるもの
- ⑤ 施設であること

【指定管理者制度のイメージ】



都道府県	6,721
指定都市	8,063
市区町村	62,753
合計	77,537

(地方自治法244条の2第3項)

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

<参考>「公の施設」とは

(地方自治法244条1項)

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

(5つの要件)

- ① 住民の利用に供するためのもの → × 試験研究機関、庁舎など
- ② 当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの → × 物品陳列所など
- ③ 住民の福祉を増進する目的をもつて設けるもの → × 競輪場、留置場など
- ④ 地方公共団体が設けるもの
- ⑤ 施設であること

指定管理者制度の目的、導入前の制度との違い

○平成15年の地方自治法改正により、導入

○3年の移行期間の後、平成18年9月に、直営施設を除く全ての公の施設について、指定管理者制度に移行

目的 公の施設の管理主体を民間事業者、NPO法人等に広く開放し、出資法人とイコールフットィングで参入することができるようにする。

具体的には、

- (1) 民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上
- (2) 施設管理における費用対効果の向上
- (3) 管理主体の選定手続きの透明化

	管理委託制度	指定管理者制度
管理運営主体	公共団体、公共的団体、出資法人に限定	法人その他の団体であれば、特段の制限なし
使用許可	委託できない (自治体だけが行える)	指定管理者ができる
管理期間	定めはない	期間を定めて指定する

民間事業者も含む「法人その他の団体」から指定

法人その他の団体で議会の議決を経て指定した者が管理代行

- ◇ 「体育館」を「フィットネスクラブ」へ
- ◇ 「図書館」を「出版書籍関連会社」へ
- ◇ 「文化センター・美術館・博物館」を「観光関連会社」へ

地方公共団体独自の制度設計が可能

地方公共団体の条例で次の事項を定め、基本的な制度を設計

- ◇ 指定管理者を選定するための「指定の手続」
- ◇ 指定管理者に行わせる「業務の範囲」
- ◇ 指定管理者の活動指針となる「管理の基準」

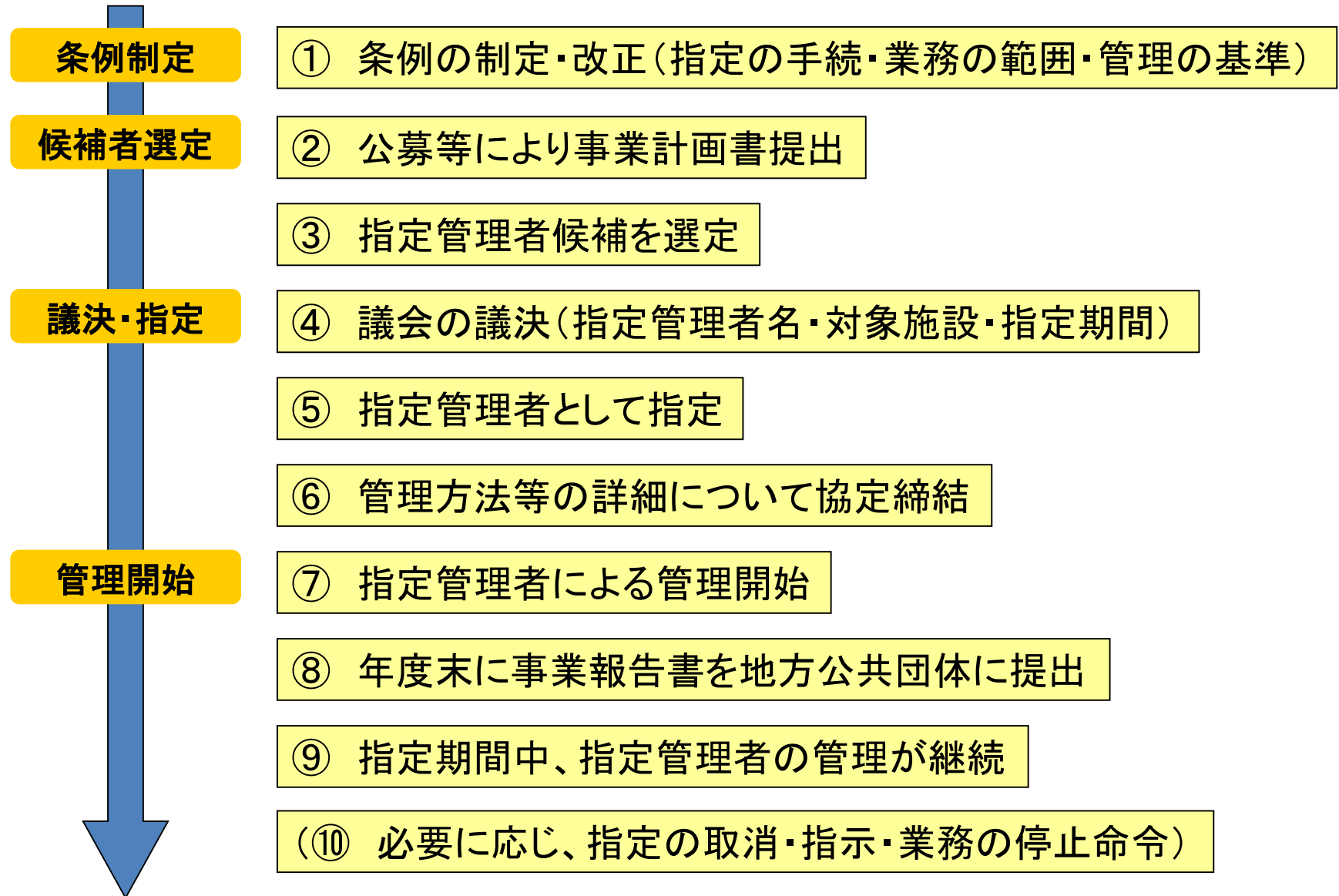
指定管理者による主体的な管理が可能

公の施設の管理運営業務を指定管理者に行わせることが可能

- ◇ 施設管理だけでなく、運営業務も指定管理者に行わせることが可能
- ◇ 指定管理者による施設の利用許可が可能
- ◇ 施設の利用料金を指定管理者の直接の収入とすることが可能

- ① 住民平等利用の確保や差別的取扱いの禁止が法律で指定管理者にも義務づけられている
- ② 「選定の手続」を条例によって定め、指定管理者の指定にあたっては議会の議決を経る
- ③ 「業務の範囲」「管理の基準」を条例で定める
- ④ 指定管理者は、毎事業年度終了後、事業報告書を提出
- ⑤ 地方公共団体の指示に従わないとき等は、必要に応じ、指定の取消等を行うことができる

指定管理者制度のプロセス



指定管理者制度に関する通知

(1) 平成15年度通知について

- 制度導入に伴い、平成15年7月17日付で「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」(自治行政局長通知)を発出し、制度の適正な運用にあたって留意すべき事項を助言

【主なポイント】

- ・指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

(2) 平成19年通知について

- 平成19年1月31日付で「指定管理者制度の運用について」(自治行政局長通知)を発出

【主なポイント】

- ・指定管理者の選定手続については、透明性の高い手続が求められることから、指定管理者の指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準、手続等について適時に必要な情報開示を行うこと等に努めること。

(3) 平成22年度通知について

- 平成22年12月28日付で「指定管理者制度の運用について」(自治行政局長通知)を発出し、制度の運用にあたって留意すべき事項を助言。

【主なポイント】

- ・公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なること
- ・指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること

(4) 平成27年度大臣通知について

- 平成22年度通知の内容を十分に踏まえて対応されたいこと等を助言。

(5) 平成29年「大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について」(通知)発出(平成29年4月)

- 災害発生時における役割分担について事前に協議しておくことが望ましいことを助言。

(6) 令和2年「新型コロナウイルス感染症への対応に係る指定管理者制度の運用の留意点について」(通知)(令和2年3月)、

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた指定管理者の指定の手続に係る留意点について」(通知)発出(令和2年6月)

- 感染拡大防止に向けた対応等により生じた施設における減収等といったリスク分担について、協定書等に従い、適切に協議することを助言。

(7) 「原材料価格、エネルギーコストの上昇に係る指定管理者制度の運用の留意点について」(通知)発出(令和4年10月)

- 原材料価格、エネルギーコストの上昇等といったリスク分担について、協定書等に従い、適切に協議することを助言。

指定管理者制度の導入状況

(令和3年4月1日現在)

○指定管理者が導入されている施設数 77, 537施設
(都道府県6, 721、指定都市8, 063、市区町村62, 753)

○施設の種類の種類は、

・基盤施設	27, 491施設(35.1%)
・レクリエーション・スポーツ施設	15, 479施設(19.8%)
・文教施設	15, 680施設(20.0%)
・社会福祉施設	13, 200施設(16.9%)
・産業振興施設	6, 393施設(8.2%)

○民間企業等が指定管理者の施設数 33, 708施設(約4割)

○都道府県の約6割、政令市の約7割、市区町村の約5割の施設が
公募により指定管理者を選定

出典:総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」

詳細は、総務省ホームページ参照 https://www.soumu.go.jp/main_content/000804851.pdf

1 レクリエーション・スポーツ施設

体育館、武道場等、競技場（野球場、テニスコート等）、プール、海水浴場、宿泊休養施設（ホテル、国民宿舎等）、休養施設（公衆浴場、海・山の家等）、キャンプ場、学校施設（照明管理、一部開放等）等

2 産業振興施設

産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等

3 基盤施設

公園、公営住宅、駐車場・駐輪場、水道施設、下水道終末処理場、港湾施設（漁港、コンテナ、旅客船ターミナル等）、霊園、斎場等

4 文教施設

図書館、博物館（美術館、科学館、歴史館、動物園等）、公民館・市民会館、文化会館、合宿所、研修所（青少年の家を含む）等

5 社会福祉施設

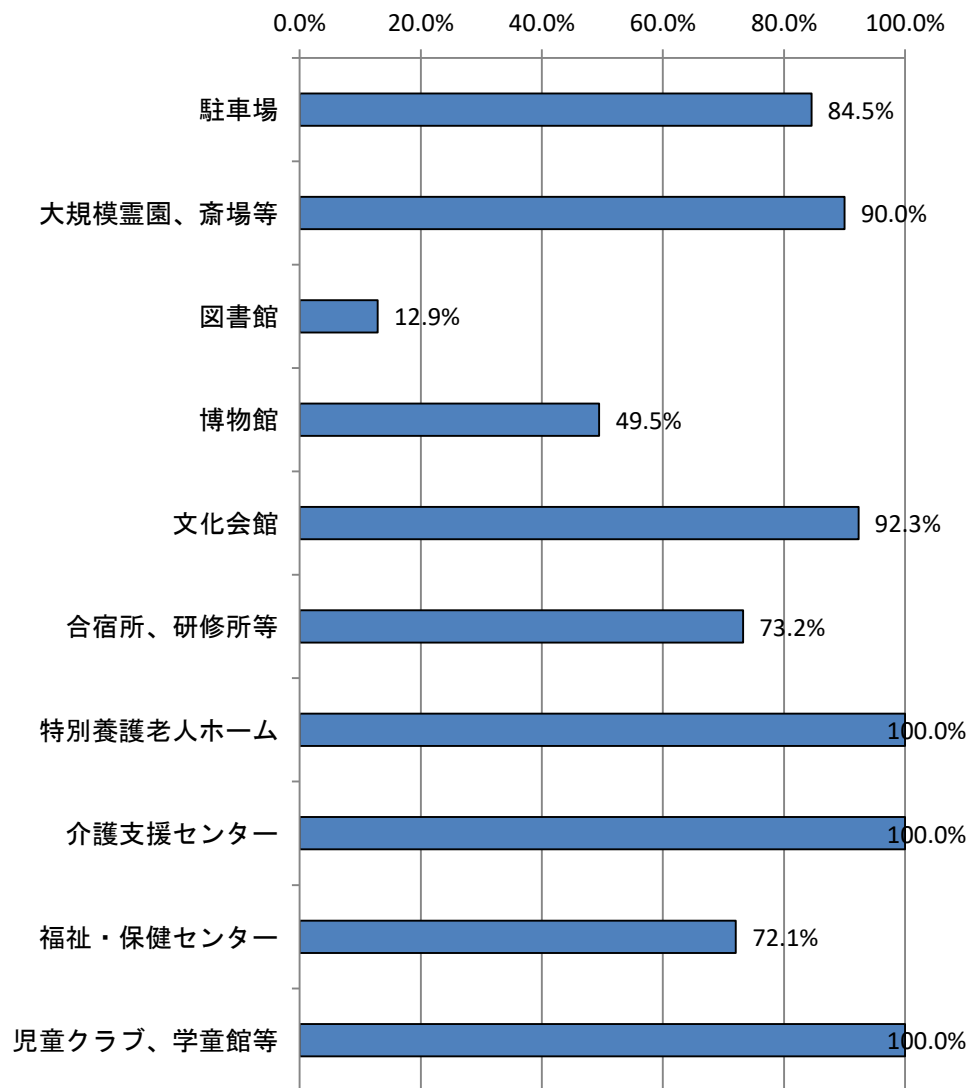
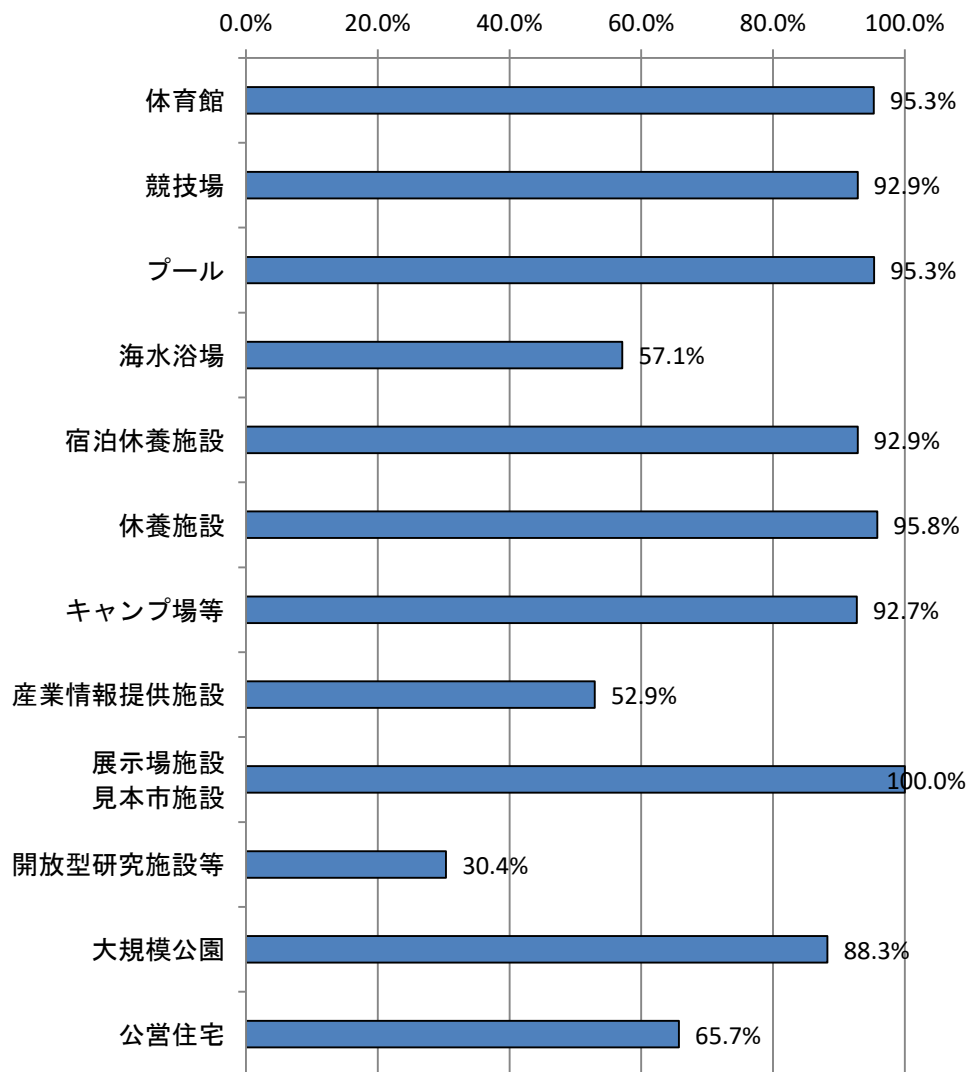
病院、診療所、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター、児童クラブ、学童館等、保育園等

指定管理者制度の導入状況(制度導入団体の比率)

令和5年5月17日公表「地方行政サービス改革の取組状況等調査結果」より

都道府県

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

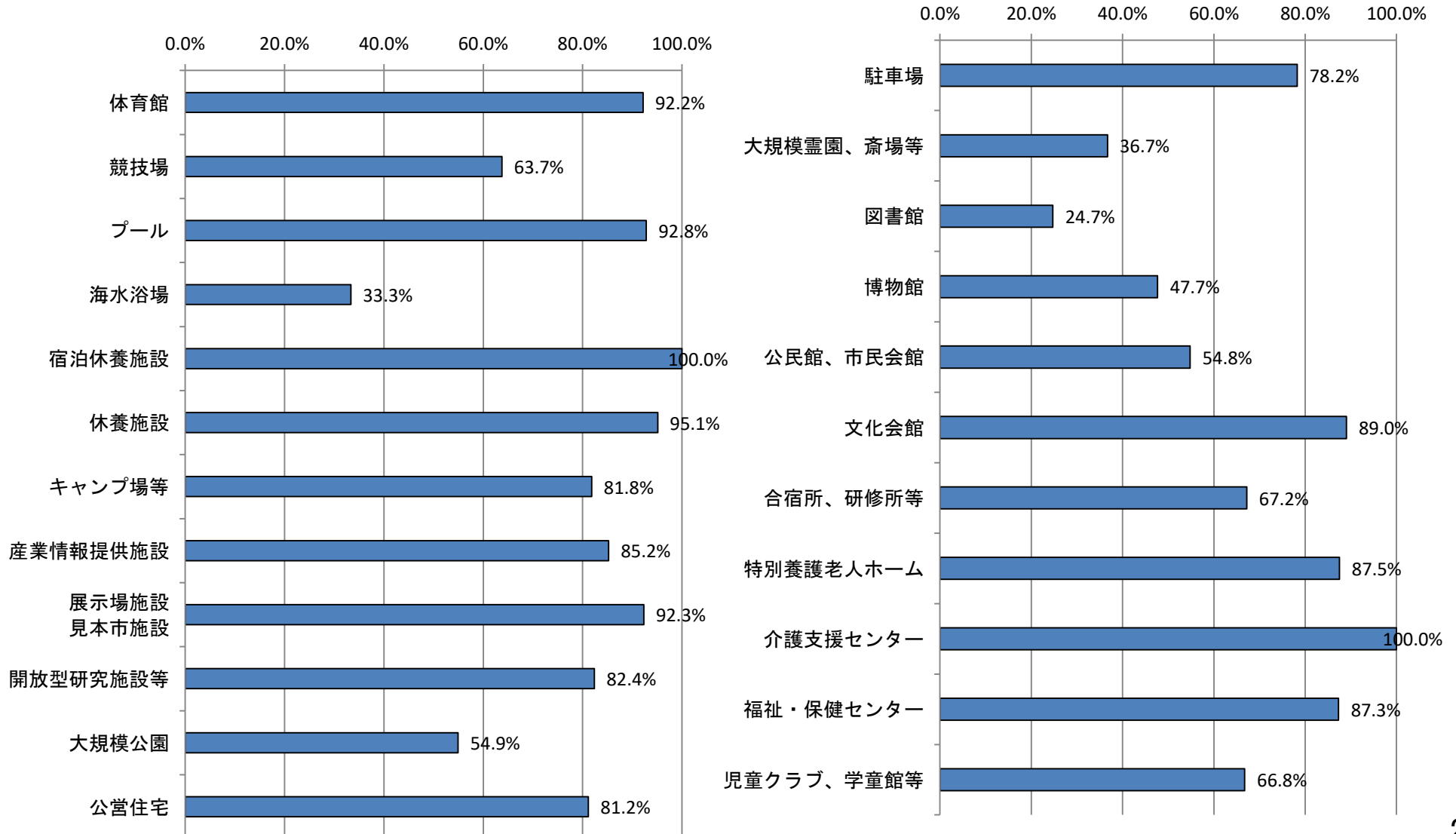


指定管理者制度の導入状況(制度導入団体の比率)

令和5年5月17日公表「地方行政サービス改革の取組状況等調査結果」より

指定都市

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

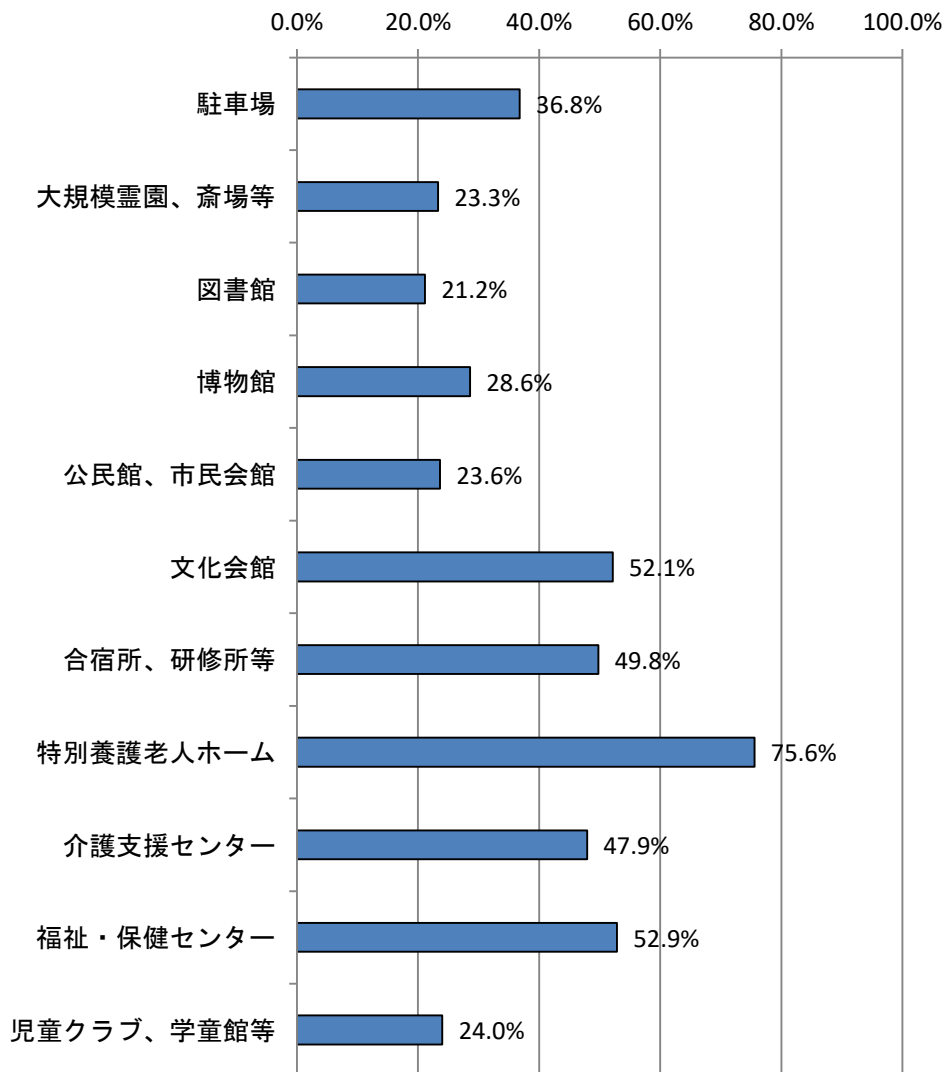
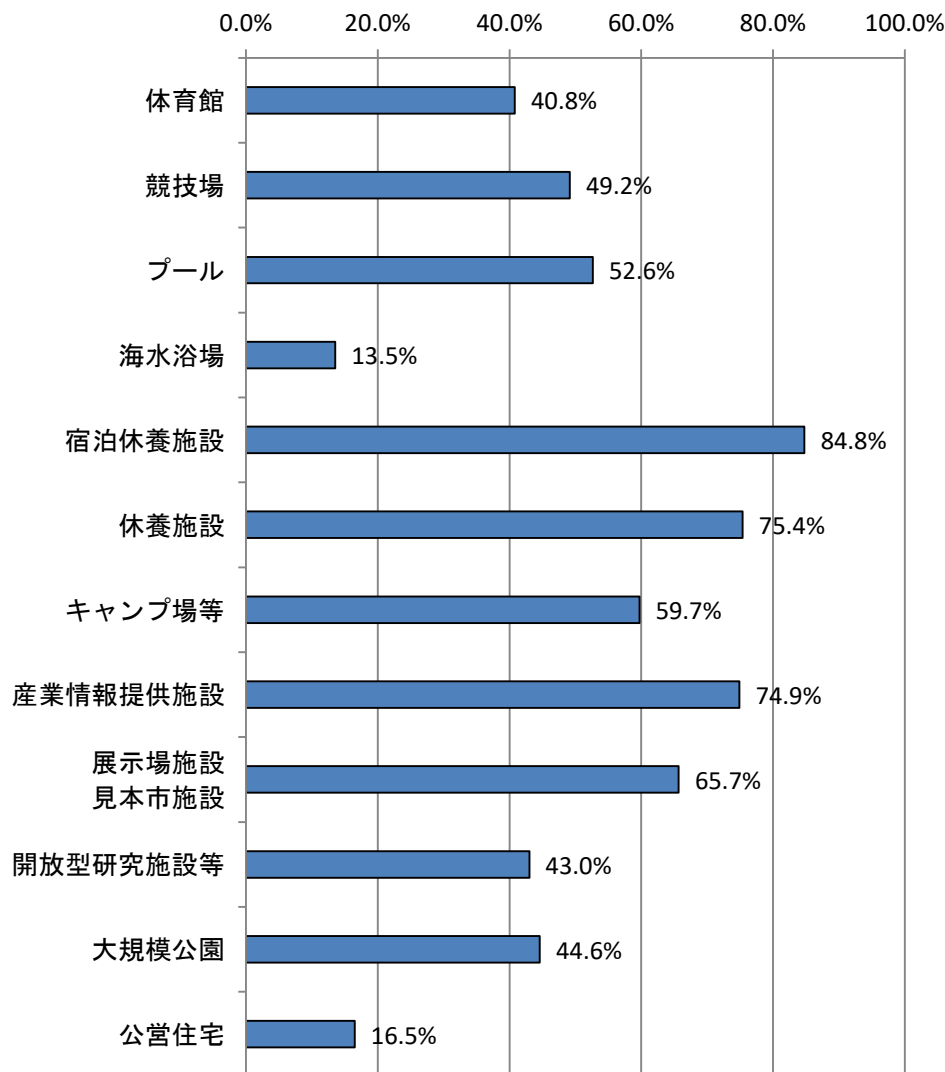


指定管理者制度の導入状況(制度導入団体の比率)

令和5年5月17日公表「地方行政サービス改革の取組状況等調査結果」より

市区町村

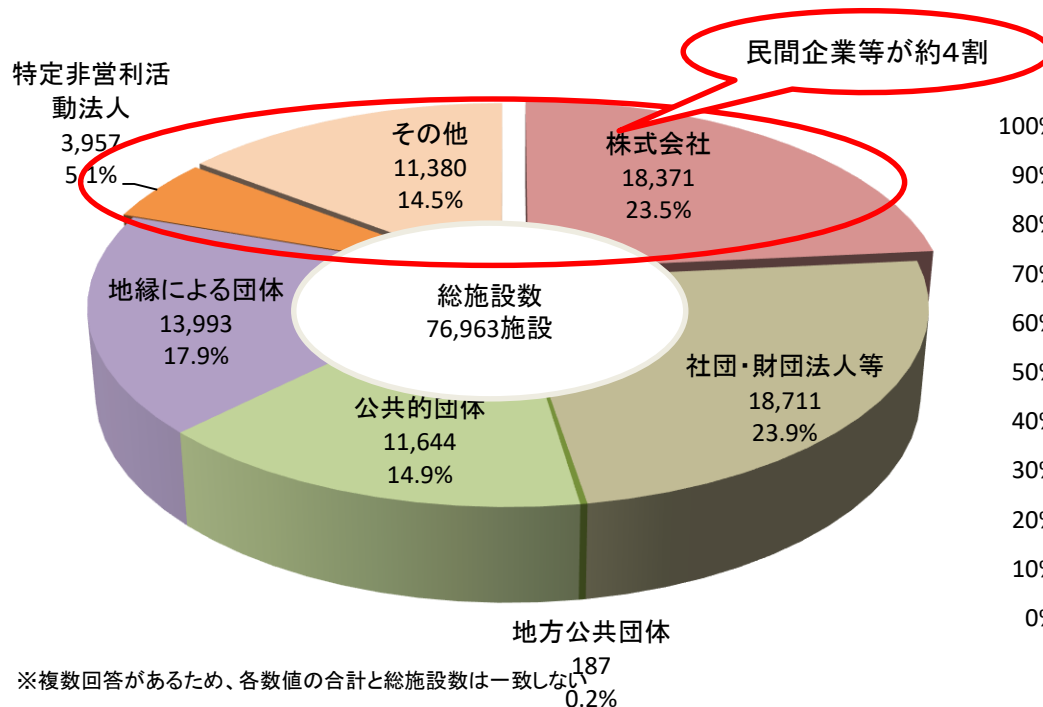
導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】



1. 指定管理者の状況

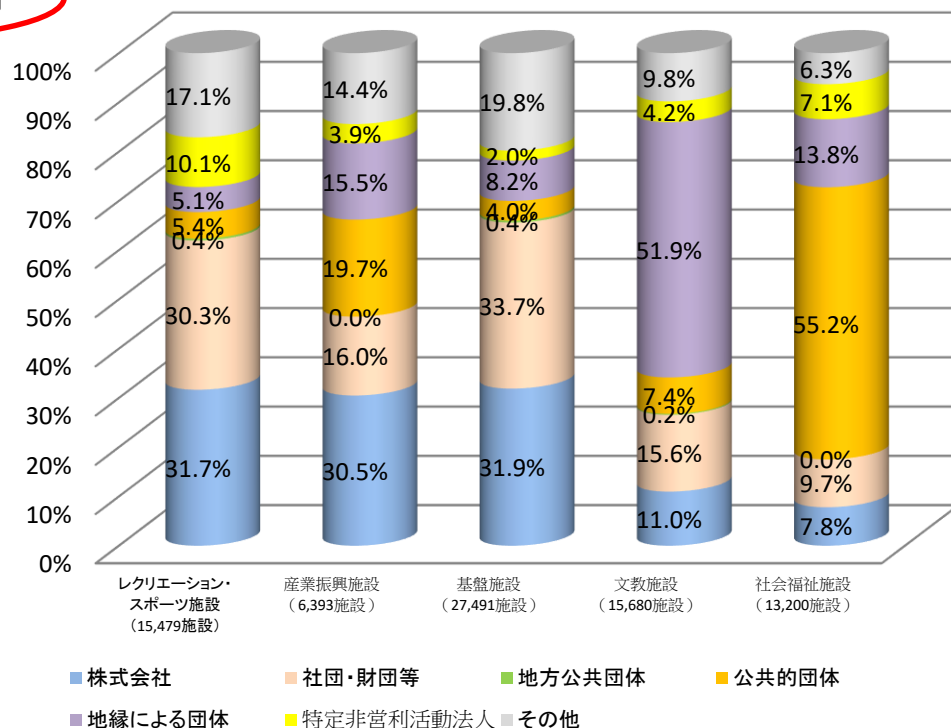
○ 約4割の施設で、指定管理者に民間企業等(株式会社、特定非営利活動法人、学校法人等)を指定(前回調査(H30.4.1現在)より、3.1ポイント増)。

業種別の指定管理者の状況



※複数回答があるため、各数値の合計と総施設数は一致しない
 ※その他: 学校法人、医療法人、共同企業体 等

施設別の指定管理者の状況



2. 指定期間の状況と変化

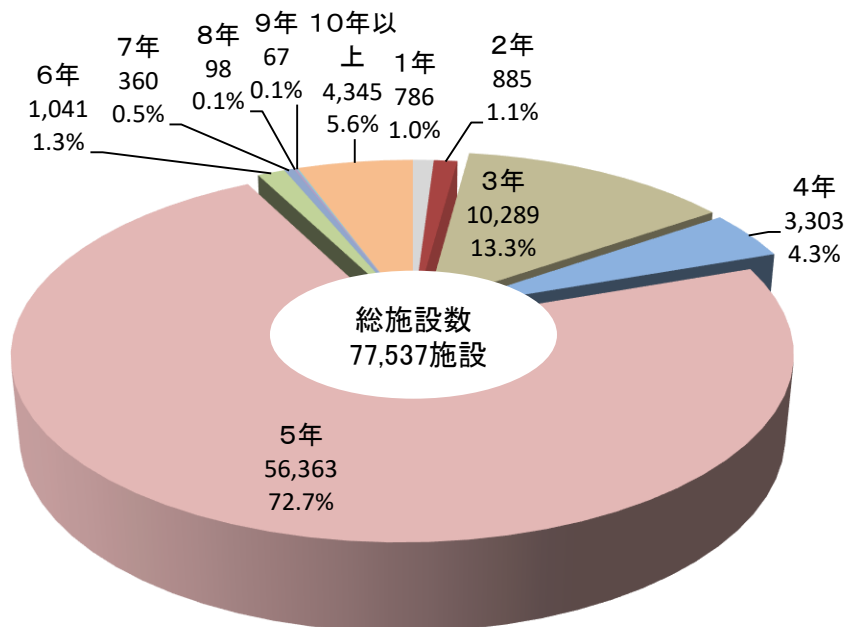
- 指定期間が5年の施設が半数を超え、10年以上の施設もみられる。

	(前回)	(今回)
指定期間3年	15.0%	→ 13.3%
指定期間5年	71.5%	→ 72.7%

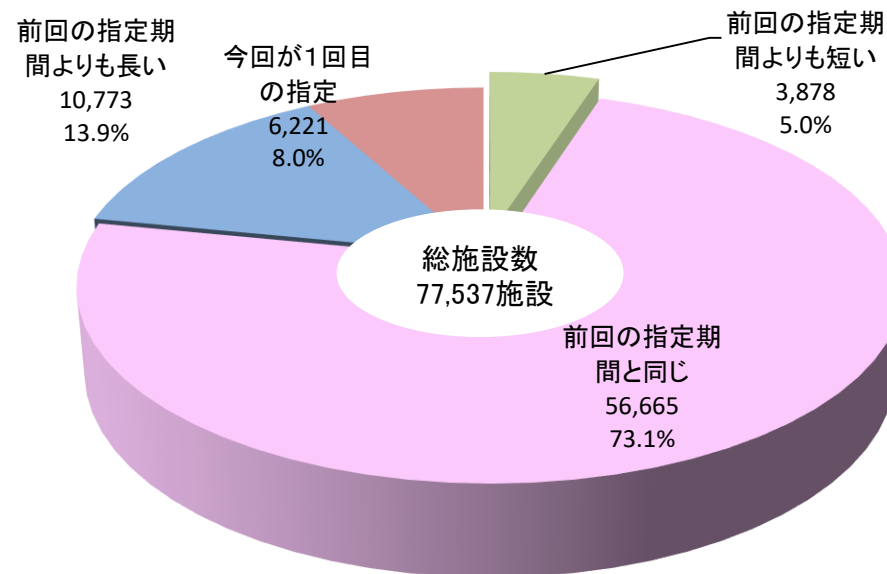
- 前回よりも指定期間を長くした施設は、約1割。

➡ 指定期間の長期化の傾向がみられる。

指定期間の状況

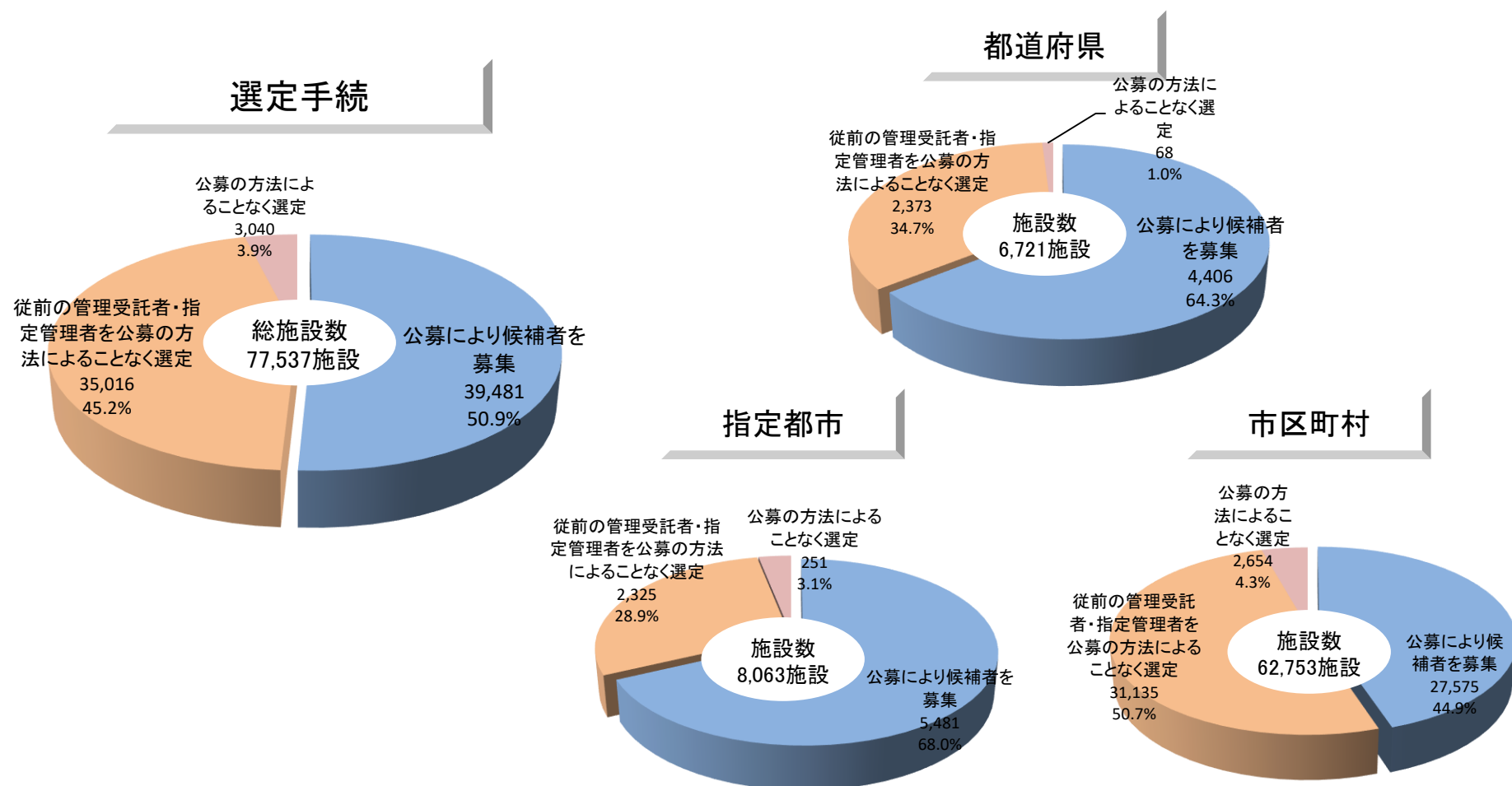


指定期間の変化



3. 選定手続 (1) 公募・非公募の状況

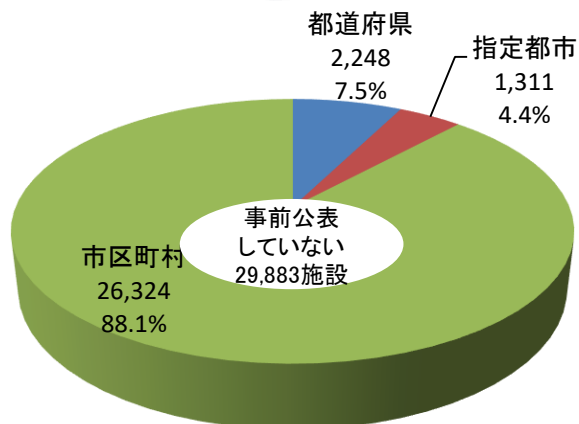
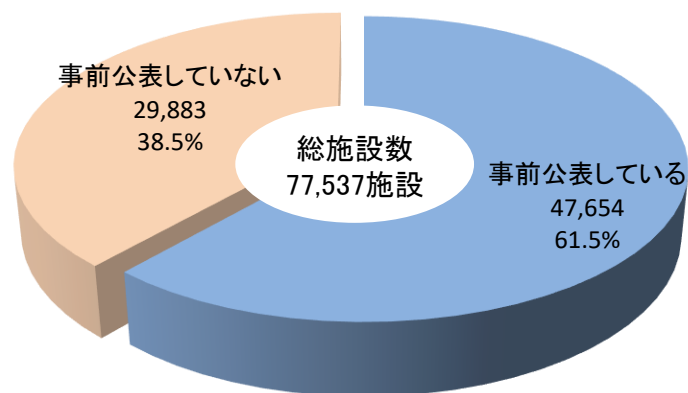
- 公募で選定している施設が約5割。
- 都道府県では約6割、指定都市では約7割、市区町村では約4割。
→ 大規模な自治体において公募で選定している割合が高い。自治体の規模により差が見られる。



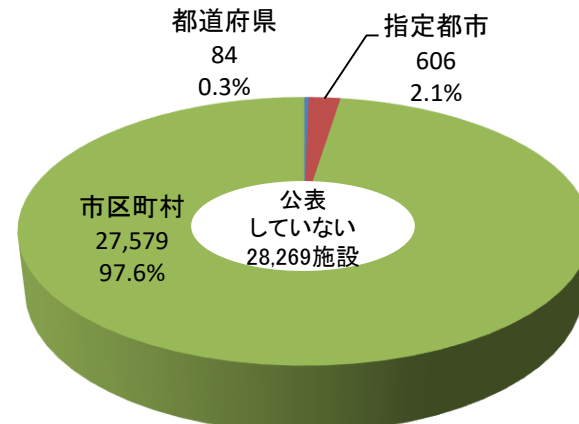
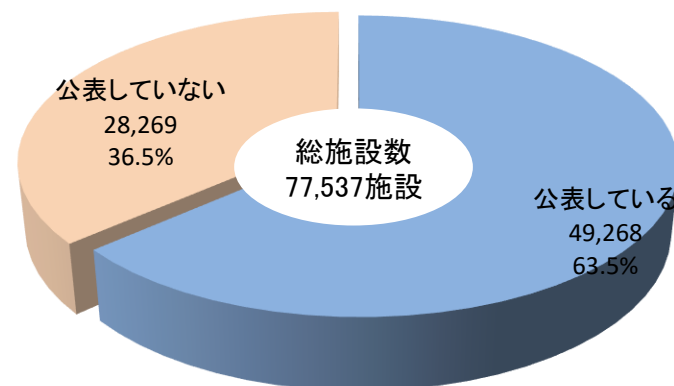
3. 選定手続 (2)選定手続及び選定理由の公表状況

- 約6割の施設で、施設ごとの具体的な選定手続を事前に公表。
- 約6割の施設で、指定管理者の選定理由を公表。
→ 大規模な自治体において公表している割合が高い。市町村による取組が遅れている状況。

選定手続の事前公表状況



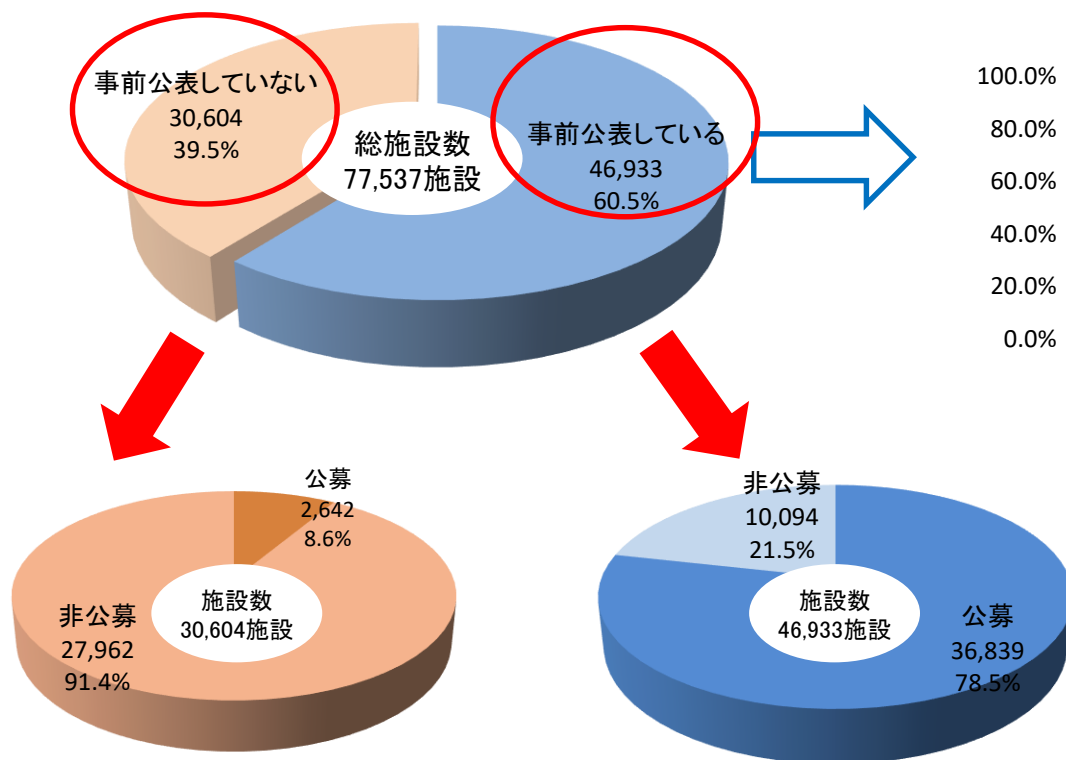
指定管理者の選定理由の公表状況



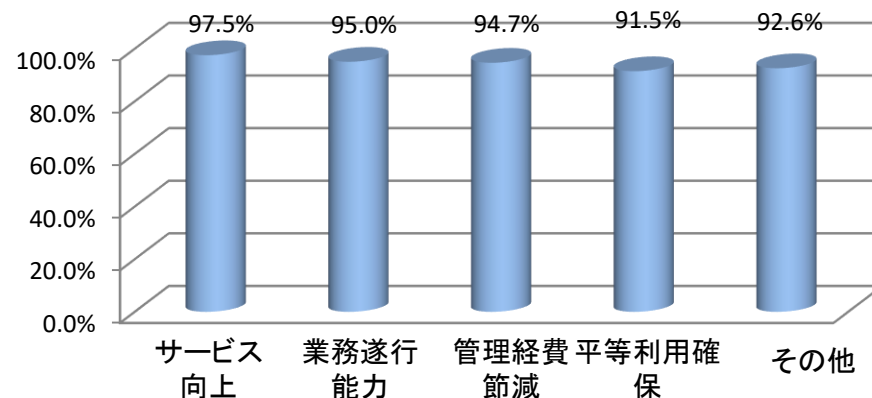
3. 選定手続 (3)選定基準の公表状況

- 約6割の施設で、施設ごとの具体的な選定基準を事前に公表。
- 選定基準は、「サービス向上」が最多、次いで「団体の業務遂行能力」「管理経費の節減」。

選定基準の事前公表状況



選定基準の内容



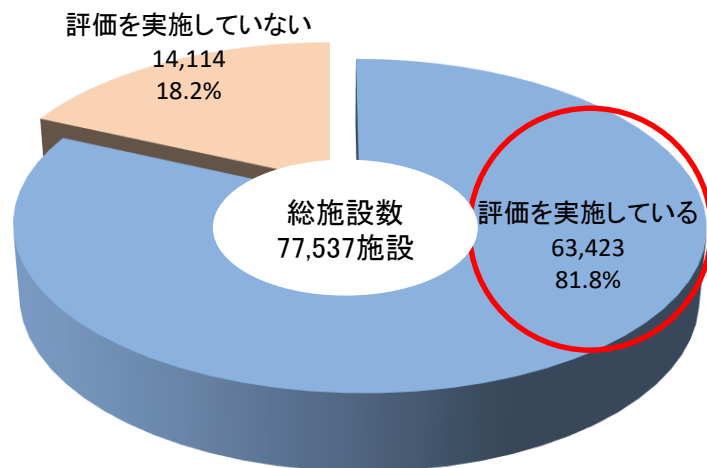
【その他の内容】

- ・危機管理に関すること
- ・情報公開・個人情報保護に関すること
- ・自主事業に関すること
- ・地域貢献に関すること
- ・環境保全に関すること
- ・事業所所在地に関すること
- ・労働福祉に関すること
- ・管轄自治体内の居住者の雇用に関すること
- ・継続雇用に関すること

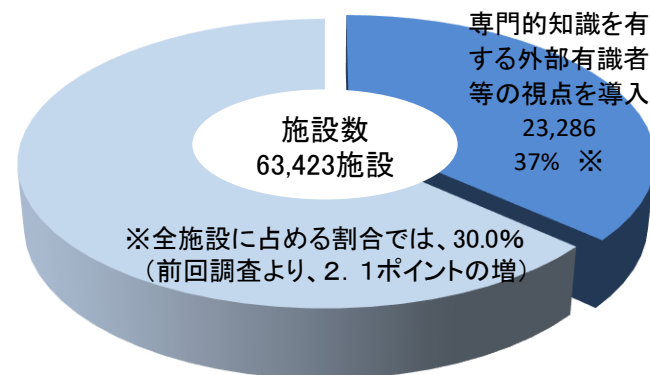
4. 評価の実施状況

- 約8割の施設で指定管理者の評価を実施(前回調査より、1.1ポイントの増)。
- 評価を実施している施設のうち、専門知識を有する外部有識者等の視点を導入している施設は、約3割(前回調査より、1.3ポイントの増)。

評価の実施状況



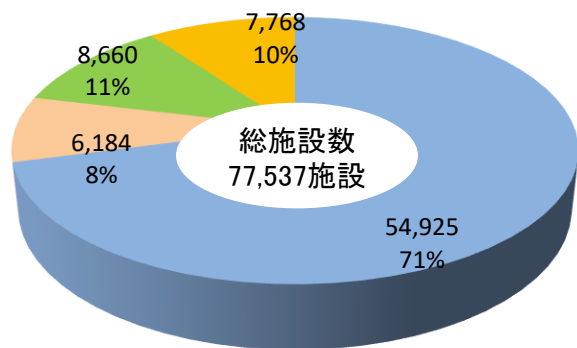
このうち、
外部有識者等の視点を導入している施設



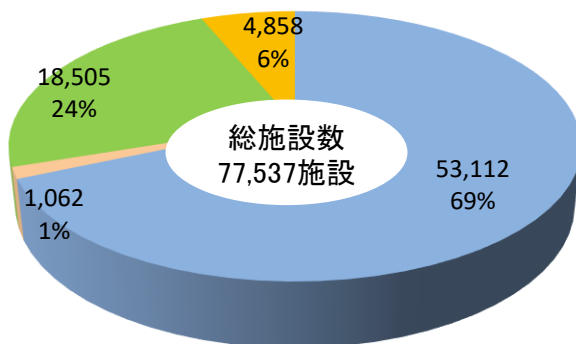
5. リスク分担に関する事項の協定等への記載状況

○ リスク分担に関する各事項について、約9割の施設で選定時や協定等に提示・記載。

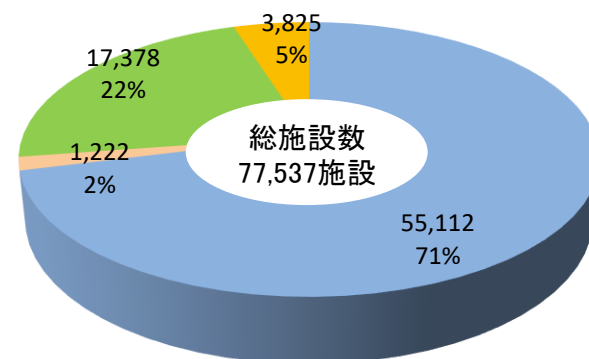
施設の種別に応じた必要な体制



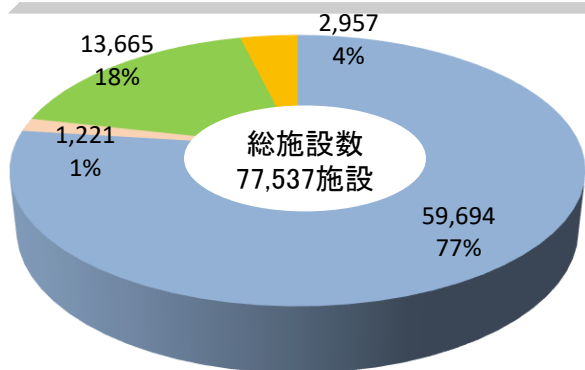
地方公共団体への損害賠償



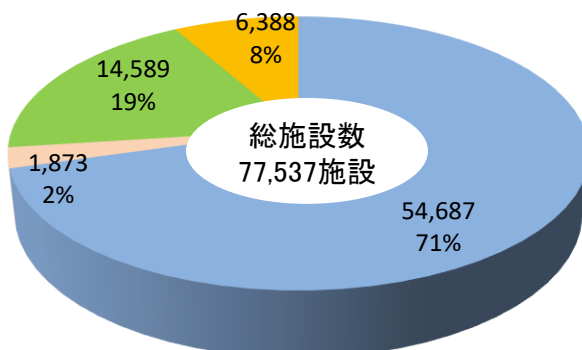
利用者への損害賠償



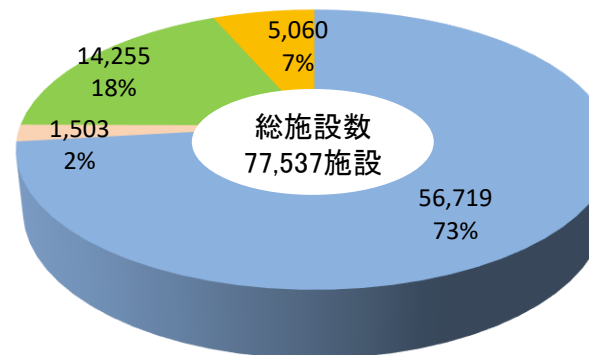
施設の修繕



備品



緊急時の対応

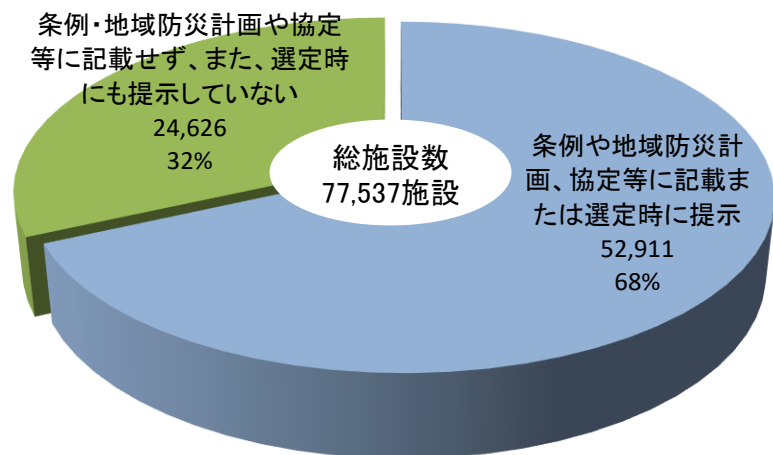


■ 選定時かつ協定等に提示・記載 ■ 選定時のみ提示 ■ 協定等のみ記載 ■ 選定時にも協定等にも提示・記載していない

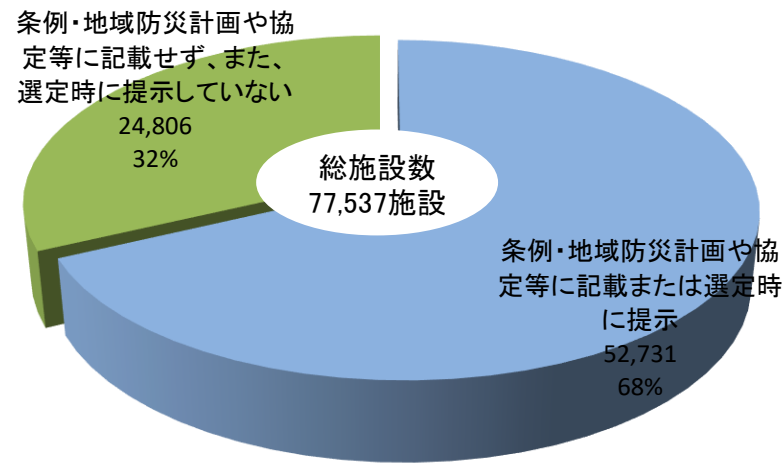
6. 大規模災害当発生時の役割分担・費用負担の協定等への提示・記載状況

- 大規模災害等発生時の役割分担・費用負担について、約半数の施設で条例や地域防災計画、選定時や協定等に提示・記載。
 - H28熊本地震での課題を踏まえ、引き続き、大規模災害等発生時の役割分担・費用負担について、取り決め等が進むようH29に通知を发出

大規模災害発生時の役割分担



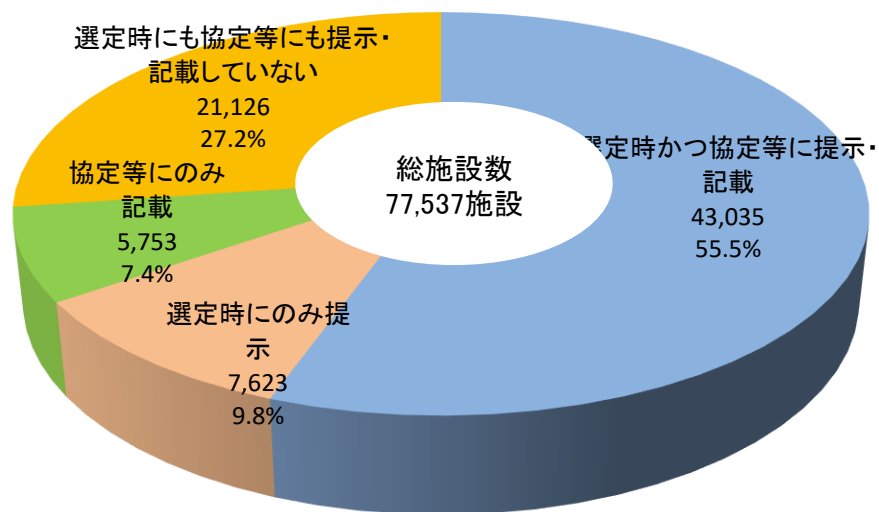
大規模災害発生時の費用負担



7. 労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮規定の協定等への記載状況

- 約7割の施設で、労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮について、選定時や協定等に提示・記載。

労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮規定の協定等への提示・記載状況



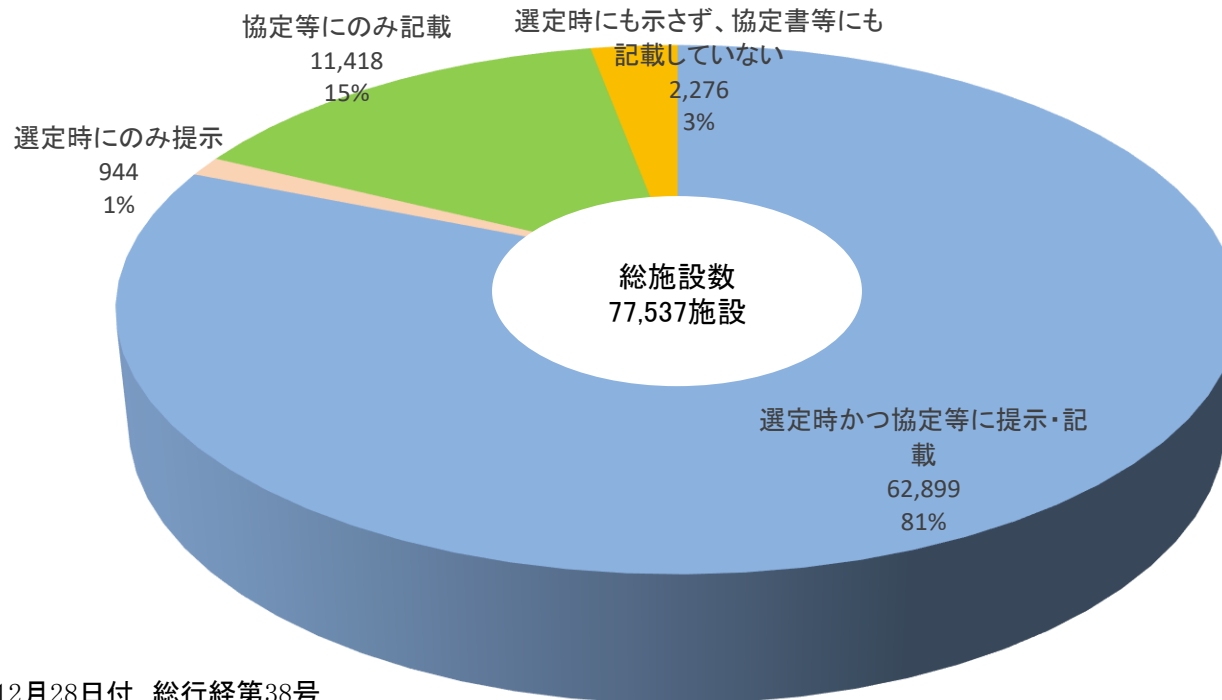
- <具体的な雇用・労働条件の主な内容>
- ・人員配置、勤務体制、労働時間に関する事
 - ・管轄自治体内の居住者の雇用に関する事
 - ・障害者雇用に関する事
 - ・労働条件、労働環境等モニタリングに関する事
 - ・継続雇用に関する事

※平成22年12月28日付 総行経第38号

8. 個人情報保護への配慮規定の協定等への記載状況

- 9割以上の施設で個人情報保護への配慮について、選定時や協定等に提示・記載。
→ 平成22年通知の趣旨を踏まえ、個人情報が適切に保護されるよう配慮が必要。

個人情報保護への配慮規定の協定等への記載状況



※平成22年12月28日付 総行経第38号

※平成15年7月17日付 自治行政局長通知

★県市が連携した指定管理者制度の導入①

- 隣接する施設的一方が市の管轄、他方が県の管轄となっていた。
- ⇒ 県市が一括して指定管理者を公募し、選定された指定管理者がエリアを一体的に管理をすることで、管理の質の向上及び利用者の利便性の向上を図る。

〈県市一体での指定管理者制度の導入：秋田県・秋田市〉

(人口 約112万人(秋田県)、約32万人(秋田市))

【取組】

- ・道の駅「あきた港」エリアには、県の施設である「セリオン・リスタ」、「イベント広場」、「駐車場」及び「構内道路」、秋田市の施設である「ポートタワー」、「セリオン・プラザ」がある。
- ・平成27年度より、秋田市が選定した指定管理者に、県の施設の管理業務も行わせる一体的な管理開始。



↑ポートタワー(秋田市)



↑セリオン・リスタ(秋田県)



↑セリオン・プラザ(秋田市)



↑道の駅「あきた港」の施設配置状況

【効果】

- ・道の駅「あきた港」の一体的プロモーションに取り組むことが可能となり、知名度が上がった。
- ・年中無休営業や冬期間の開館時間の延長を全施設に拡大することにより、住民の利便性が拡大した。
- ・道の駅「あきた港」全体を活用した大型イベントの開催だけでなく、各館各所での同時多発的なイベントが回遊効果を生み、来場者数が増大。平成28年度の年間来場者数は146万人(昨対比143%)にもものぼった。

★県市が連携した指定管理者制度の導入②

- 岐阜県と各務原市が共同で、平成30年4月に「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館」をリニューアルオープン。県と市、それぞれで設置条例を設け、指定管理の手続を整備。
- 県と市の間で「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会」を設け、連携を確保。

〈県市が連携した指定管理者制度の導入 : 岐阜県・各務原市〉

【取組】

- ・平成30年3月に、岐阜県各務原市に「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館」をリニューアルオープン。公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館が指定管理者として運営を行っている。
- ・指定管理者による魅力的な土産物開発やイベントの実施、県市が連携した国内外へのプロモーションを展開。
- ・県や市への企業版ふるさと納税を活用し、企画展や教育体験プログラムを実施



↑ 旧陸軍戦闘機「飛燕」の実機



↑ 海外の博物館との連携



↑ 水ロケット教室の様子



↑ ミュージアムショップの様子

【効果】

- ・リニューアル後、約1年で来館者数50万人を突破。
- ・戦闘機「飛燕」の模型や、宇宙食など多彩なお土産品を取りそろえ、物販売上は開館後10ヶ月で約1億7千万円。
- ・米「スミソニアン航空宇宙博物館」との連携協定や仏「ル・ブルジェ航空宇宙博物館」とのパートナーシップ合意など、トップセールスにより世界に開かれた航空宇宙博物館に。
- ・航空宇宙ロボット教室や水ロケット教室等の教育企画、ル・ブルジェ航空宇宙博物館連携と連携した歴史文化企画、ご当地アニメの上映会などのエンターテインメント企画など、幅広い企画を実現。



○ 大阪城公園は、平成27年4月からパークマネジメント事業を導入し、PMO(6社共同体)が公園管理とともに新たな魅力ある施設の整備や既存施設の活用を実施し、観光拠点化を推進する。

〈大阪市の取組事例:大阪城公園パークマネジメント事業〉

【取組】

・民間主体の事業者が大阪城公園全体を総合的かつ戦略的に一体管理するパークマネジメント(PMO)事業を導入

【指定管理者】

大阪城パークマネジメント共同事業体
(代表:大阪城パークマネジメント株式会社他5社)

【指定期間】

平成27年7月1日から平成47年3月31日まで(20年間)

【業務内容】

・施設の管理運営・維持管理
・魅力向上事業
(既存公園施設の改修・改築・新設、イベント実施)

【効果】

・園内交通システム運行、飲食施設等の整備、イベント実施などの魅力向上事業実施による利用者サービスの向上。
・事業収益を公園全体の管理運営に還元し、一体的マネジメントにより維持管理し、独立採算の管理運営を行う。
・平成24年度実績に対し、平成27年度は約2億3500万円の収支改善となった。

【納付金】

・基本納付金:2億2600万円
・変動納付金:事業利益の7%を還元



事業者の提案内容

★指定管理者の募集時の工夫

○ 公の施設の指定管理者を公募しても、応募する事業者が減少していたため、県が県内市町と連携して事業者向けの説明会を共同開催。

⇒ 指定管理者を募集する施設をまとめて紹介し、自治体の担当者が個別相談に応じるなど事業者が参加しやすい環境を整備することで、応募者の増加につながった。

〈応募者数増加に向けたフェアを開催 : 静岡県〉

(人口 約378万人)

【取組】

- ・指定管理者制度導入施設を企業等に直接PRし、応募者の増加を図ることを目的に、平成27年より県と県内市町が合同で「ふじのくに施設紹介フェア」を開催。
- ・フェアでは自治体担当者による施設プレゼンテーション、個別ブースでの施設PRを行った。
- ・一般社団法人指定管理者協会に周知を依頼。地元の企業のみならず、全国から参加団体があった。

【効果】

- ・平成29年は民間事業者から44団体・72人が参加。
- ・来場者のアンケートの結果、「今後、指定管理者の応募したいか」→「とてもそう思う」「そう思う」に67%の回答があった。



〈応募者数増加に向けたフェアを開催 : 新潟県〉

(人口 約240万人)

【取組】

- ・指定管理者の公募にあたり、より多くの事業者からの参入を促すため、県と新潟市が合同で「指定管理施設紹介フェア」を開催(平成28年度より開催)。
- ・指定替え施設を一堂に紹介する機会を設けることで、指定管理者制度の関心・注目度を高め、新規事業者が参加しやすい環境を整備した。
- ・業界団体や県内企業に向けて、フェア開催を周知した。
- ・新潟市以外の市町村の参加を促し、取組を広めていく。

【効果】

- ・民間事業者35団体・61名が参加(平成28年度)。
- ・施設の現地説明会への参加企業が増加した。
- ・フェア参加企業による応募(施設によっては応募が大幅増)。



指定管理者制度 適切な運用の確保

指定管理者制度の運用について(平成22年12月総行経第38号自治行政局長通知)

- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。

〈宿泊休養施設の指定管理 ／愛媛県松野町〉



【概要】

- ・H24年4月～道の駅「虹の森公園まつの」と「森の国ホテル」を共立メンテナンス(東京都)が指定管理
- ・当初、指定管理料は1～2年目約2,500～4,400万円、3年目以降は協議の上、無料にする契約。
- ・しかし、改善が進まず、両施設を併せてH26年度は5,020万円の赤字、H27年度は3,917万円の赤字の見通し。経営継続の条件としてH28年度までの指定管理料として約3,700万円を求めたが合意に至らず、同年3月末で撤退。
- ・同社説明では、経費節減やサービス向上に努め、赤字幅は減少したが「観光業は低価格競争やニーズの多様化が急速に進んでおり、対応が難しかった」
- ・町農林公社に両施設の管理運営を委託後、町出資の第三セクターが指定管理を行っていたが、2019年に民間譲渡された。

〈児童保育センターの指定管理／北海道帯広市〉

【概要】

- ・H17年4月～4カ所の児童保育センター(学童保育)を民間の託児所((有)こぼと託児所)が指定管理
- ・正職員9人を含む20数人の給料約180万円の遅配、複数の業者への物品購入代金未払いなどが発覚。また、事業主と職員の不和が保護者の懸念を呼んだ。
- ・市の調査に事業者は概ね事実を認め、指定管理者辞退の文書を提出、市は、指定後わずか9ヶ月で指定を取消し、当面は市直営で運営せざるを得なくなった。

1. 指定管理者が管理する施設における避難所等運営の役割分担の確認

(1) 指定避難所としての指定や果たすべき機能等の明確化

指定管理者が管理する施設における避難所等運営については、施設を設置する地方自治体（以下「設置団体」という。）の指定管理者制度所管部局及び施設管理担当部局が、防災担当部局等と緊密に連携し、条例、地域防災計画等において、当該施設の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）上の指定避難所としての指定や果たすべき機能等について明確にしておく必要があること。

(2) 指定避難所である場合

指定避難所である場合、避難所運営の対応マニュアルの作成、指定管理者との協定の締結等を通じ、設置団体、施設所在市町村と指定管理者の間の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。その際、指定管理者が避難所運営や、市町村による避難所運営の支援の役割を担う場合にはその旨を明確にする必要があること。

(3) 指定避難所でない場合

大規模地震に係る災害の場合には、あらかじめ指定避難所として指定されていないとしても、周辺住民から見て避難に適していると判断された施設は事実上避難者が集まる場所となり、さらに事後的に指定避難所として指定されることもあり得ることに留意すること。このような事態が見込まれる施設では、避難者の受入れの可否の判断方法や、受け入れた場合の設置団体、施設所在市町村と指定管理者の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。

(4) 避難所等の運営を市町村が行う場合

大規模地震に係る災害の場合には、指定避難所や事実上避難者が集まる場所（以下「避難所等」という。）の運営を市町村が行うこととしている施設であっても、指定管理者が市町村による避難所等運営の支援の役割を担うなど、通常の施設管理以外の業務を行うこともあり得ることに留意すること。

(5) 避難所等の運営を指定管理者が行う場合

避難所等の運営を指定管理者が行う場合には、受け入れる避難者の数、安全管理、個人情報の取扱い等運営の基本的な方針の決定方法や、他の関係機関との連絡調整の方法等については、施設所在市町村と指定管理者の間で調整の上、定める必要があること。

また、指定管理者が避難所等運営において重要な役割を果たしている場合には、運営の基本的な方針を決定する際、施設所在市町村と指定管理者との間で十分な連絡調整が行われることが望ましいこと。

2. 指定管理者が管理する施設を避難所等として利用する場合の費用負担

(1) 費用負担の方針、協議の方法の明確化

指定管理者が管理する施設を避難所等として利用することによって新たに必要となる費用や施設の通常利用ができないことによる利用料金収入の補填等の追加負担、また、不要となる費用の減額等の精算について、その方針や協議の方法（協議開始時期や手続、協議対象事項等）をあらかじめ定めておく必要があること。

(2) 留意事項

費用の追加負担については、指定管理者の業務の円滑な実施に支障をきたすことがないように、留意する必要があること。特に、費用の追加負担の支出の時期については、指定管理者が本来得られるべき通常の指定管理料や利用料金等の当面の収入が得られない状況があり得ることを考慮する必要があること。

また、都道府県が設置する施設を施設所在市町村が避難所等として利用する場合には、新たに必要となる費用の負担者が不明確になることがあるため、都道府県と施設所在市町村の間で事前の調整を行う必要があること。

3. その他

1及び2については、その内容に応じ、条例、地域防災計画のほか、指定管理者との間で定める協定その他の書面において、可能な限り具体的に明記しておくことが望ましいこと。

新型コロナへの対応について

新型コロナウイルス感染症への対応に係る指定管理者制度の運用の留意点について(令和2年3月27日事務連絡)

新型コロナウイルス感染症への対応について、指定管理者が管理する公の施設(以下「施設」という。)においては、施設利用の休止、事業の中止や延期など、感染拡大防止に向けた様々な対応や、施設利用者による施設利用の中止や自粛などが、施設の運営状況に影響を及ぼしていることと承知しております。

感染拡大防止に向けた対応等により生じた施設における減収等については、各地方公共団体と指定管理者との間で締結した協定等において、リスク分担の考え方が示されている場合は当該考え方にに基づき対応し、地方公共団体と指定管理者の間で協議をすることとされている場合は当該協議に基づき取扱いを定める等、協定等に基づき適切に対応されるべきものです。また、協定等において取扱いが明確でない場合は、地方公共団体と指定管理者との間で別途協議を行い、取扱いを決定することが必要であると考えられます。

つきましては、指定管理者制度を導入している地方公共団体におかれましては、以上のことを踏まえ、適切な運用に努められますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた指定管理者の指定の手續に係る留意点について(令和2年6月8日事務連絡)

新型コロナウイルス感染症により、指定管理者が管理する公の施設(以下「施設」という。)においては、これまでの施設利用の中止や自粛などが施設の運営状況に影響を及ぼしていること、また、現在、施設の再開等に向けた対応に尽力していることと承知しておりますが、このような新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と同様の手續やスケジュールでは民間事業者等の応募が困難となることも想定されます。

指定管理者の指定の手續は、各地方公共団体の条例等において定めるものですが、施設の態様等によっては、民間事業者等から幅広く応募を求めることが望ましく、今年度の手續に当たっては、民間事業者等の状況、議会日程や指定管理者事務の引継ぎ等を総合的に勘案した上で、応募の期間や時期等について柔軟な対応をとることが必要な場合があると考えられます。

つきましては、指定管理者制度を導入している地方公共団体におかれましては、以上のことを踏まえ、必要に応じ対応をご検討いただきますようお願いいたします。

原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る指定管理者制度の運用の留意点について

(令和4年10月11日付総行経第31号行政経営支援室長通知)

令和4年8月26日に発出された「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」(令和4年8月26日付総行行第233号自治行政局長通知)において、「官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施等の適切な対策を講ずること」とされております。

日本銀行が毎月発表する企業物価指数においては41年ぶりの上昇水準となっている等、今般の原材料価格、エネルギーコスト等の上昇により指定管理者が負担する経費が増加するものと考えられますが、当該経費の増加については、各地方公共団体と指定管理者との間で締結した協定等において、リスク分担の考え方が示されている場合は当該考え方に基づき対応し、地方公共団体と指定管理者の間で協議をすることとされている場合は当該協議に基づき取扱いを定める等、協定等に基づき適切に対応されるべきものです。また、協定等において取扱いが明確でない場合は、地方公共団体と指定管理者との間で別途協議を行い、取扱いを決定することが必要であると考えられます。

つきましては、指定管理者制度を導入している地方公共団体におかれましては、以上のことを踏まえ、適切な運用に努められますようお願いいたします。

また、各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しましても、本通知について周知方よろしく申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。